

平成15年6月16日

1. 出席議員

| | | | |
|------|-------|------|------|
| 1 番 | 徳村博紀 | 12 番 | 岩吉泰彦 |
| 2 番 | 伊東茂 | 13 番 | 井手常道 |
| 3 番 | 福井正 | 14 番 | 青木幸平 |
| 4 番 | 水頭喜弘 | 15 番 | 中村清 |
| 5 番 | 橋爪敏 | 16 番 | 谷口良隆 |
| 6 番 | 山口瑞枝 | 17 番 | 中島邦保 |
| 7 番 | 中村雄一郎 | 18 番 | 吉田正明 |
| 8 番 | 橋川宏彰 | 19 番 | 谷川清太 |
| 9 番 | 森田峰敏 | 20 番 | 松尾征子 |
| 10 番 | 北原慎也 | 21 番 | 中西裕司 |
| 11 番 | 寺山富子 | 22 番 | 小池幸照 |

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 坂本博昭 |
| 局長補佐 | 坂本芳正 |
| 管理係長 | 迎英昭 |

平成15年6月16日（月）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成15年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

| 順番 | 議 員 名 | 質 問 要 旨 |
|----|------------|--|
| 4 | 7 中 村 雄一郎 | 1.構造改革特区について (1) 佐賀県及び鹿島市の特区に対する考え方 (2) 本市における構造改革 2.住民の目線での行政への取組み (1) 市道の認定基準 (2) 市道認定基準に満たない重要な道路等の整備手法 3.登録文化財制度について (1) 制度の内容と利点、問題点 (2) 制度を利用した市内史跡、名勝の保存や活用 |
| 5 | 16 谷 口 良 隆 | 1.桑原市政は、鹿島市勢の活路をどこにおいているのか 2.合併問題 3.大型閉鎖店（ヴィータ）への対応策 4.生ゴミ堆肥化構想のその後 5.有明海異変と諫早湾干拓事業 |
| 6 | 4 水 頭 喜 弘 | 1.教育問題 (1) 読書運動の推進について (2) カラー（色覚）バリアフリー対策の確立について (3) 学校環境衛生基準の改定について 2.地域通貨について (1) 「地域通貨」を利用した 「助け合いの輪づくり」「福祉の街づくり」 3.生活に密着した道路整備について (1) 野島の道路について ① 野島～鮎越線の早期完成を ② 通学路の拡幅整備を |

午前10時1分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

おはようございます。7番の中村雄一郎でございます。通告をいたしておりました3点に関して質問をさせていただきます。

今回通告いたしておりますのは、大きい項目で1番が構造改革特区について、2番目に住民の目線での行政の取り組みを、そして3番目が登録文化財制度についてであります。

まず、1点目の構造改革特区についてでありますけれども、構造改革特区、正式には構造改革特別区域というそうですが、このことが昨年、閣議決定等のニュースが流されたときに、正直な話、この問題は大都市、あるいは県、大学などが取り組むべき、そのような問題ではないかというふうな印象を持っておりました。ニュースで流れてくる内容も、大学と民間の企業の産学共同ですとか、あるいは東京都の石原知事が提唱していたカジノ特区ですとか、自由貿易区域ですとか、大きい問題が取り上げられておりましたので、そのような解釈をしていたわけでございますけれども、特区が正式に1次、2次と認定をされている中で、全国の市町村、地方自治体の多くも認定をされてまいりました。

その中で、例えばですけれども、認定をされたものを見てみますと、IT推進分野では北海道の岩見沢市がITビジネス特区、内容的には全く、項目だけですのでわかりませんが、農業分野では長野県の大鹿村、中山間地農業活性化特区、都市と農村の交流部門では長野県の飯田市が南信州グリーンツーリズム特区、京都府の綾部市が農村交流促進特区、あと教育分野、あるいは生活福祉の分野、さまざまにわたって特区が認定をされております。

冒頭に申しましたように、県、あるいは大都市、大学等が取り組むべき問題だというような認識をしておりましたので、これは私自身の反省でもありますけれども、前期の総務委員会でも、この問題に関しては一切取り上げておりません。

構造改革特区について、少し整理をしてまいりたいと思いますけれども、これは昨年6月、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002において、構造改革特区導入が閣議決定をされました。その導入の目的は、規制改革を行うことにより民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大し経済を活性化させる。また、現下の我が国の厳しい経済情勢を踏まえれば、規制改革を通じた構造改革を行う必要があるが、全国的な規制改革の実施はさまざまな事情により進展が遅い分野もあるので、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域に応じた規制特例を導入する特定の区域を設け、当該地域において自発性をもって構造改革を進めるために、構造改革特区を導入するとなっております。

取り組みの方針として、大きく4点が上げられております。第1点目に、地方公共団体や民間の知恵と工夫の競争による活性化。規制は全国一律でなければならないという考え方から、それぞれの地域の特性に応じた規制緩和を認めていくという考え方の転換。2番目に、自助と自立の精神の尊重。ここには従来型の財政措置は講じないというふうになっておりますので、今回の構造改革特区に関しては従来型の補助金制度、あるいは交付金制度による財政措置は講じないというふうになっています。3点目が、可能な限り幅広い規制を対象とするということで、特区に聖域を設けない。4点目が、手続の簡素化、スピード化でありますけれども、内閣における手続、決定プロセスの一元化。複数の省庁にまたがる規制の特別措置を組み合わせるものが多いことから、申請の受け付けや決定は内閣において行うというふうになっております。

これまでの構造改革特区について時系列的に整理をしてみますと、平成14年7月26日に構造改革特区推進本部が内閣に設置をされました。同日より8月30日まで、第1次提案募集がなされています。提案数、地方公共団体が231件、民間が18件、特区構想数が426件で、この段階での佐賀県からの提案は1件であります。14年9月20日、推進のための基本方針が決定をされ、10月にプログラムが決定をされました。12月18日に構造改革特別区域法が公布をされ、11月7日から平成15年1月15日にかけて、第2次の提案募集がなされております。この段階で地方公共団体が248件、民間164件、特区構想数651件、佐賀県は1件であります。平成15年1月24日に構造改革特区基本方針が最終的に閣議決定をされ、認定へと進んでいったわけですが、今申しましたように、全国で約1,000件に上る提案があったにもかかわらず、佐賀県からの提案は2件、本市からの提案は一切あっておりません。これは各49都道府県の中で、かなりその県の取り組みの姿勢によってばらつきがあるようです。

そこで、提案された内容を見てみますと、教育分野では、公設民営型の学校の設置、教職員免許の特例、幼稚園と保育園の一元化。まちづくり分野では、イベントやロケのための道路使用許可の柔軟化、市街化調整地域における開発許可の特例、町並み保存のための特例。農業分野では、地方公共団体による保全目的の農地の取得、農家民宿に関する諸規則の特例、これは先日の福井議員からの質問でもあったところがございます。そのほかにも産業、福祉、環境、エネルギー、観光、国際交流、医療など、さまざまな分野において提案をされています。

このような経過を経て、平成15年度に1次、2次の2回に分けて、1次57件、2次60件が認定されました。政府の構造改革特区推進室は、申請が特区の趣旨に沿えば数に関係なく認定をする方針で、この特区人気を活用して省庁側の抵抗を押しえ込み、全国版の規制緩和につなげる考えのようであります。

そこで、質問をいたしますけれども、この構造改革特区の取り組みは、全国の地方自治体や民間事業者が積極的に行っているわけですが、先ほど申しましたように、佐賀県からの申

請は2件のみ、本市では今日まで取り組み状況に関する話を聞いたことがございません。また、公の場での議員からの指摘も今まではなかったのではないかと思います。この件に関して検討をするように市長からの指示はあったのか。担当課として、これは企画課になると思いますが、どのように対処をしてこられたのか。国の構造改革特区の取り組みに対する所見をお尋ねしたいと思います。

また、佐賀県の取り組みも消極的だったわけですが、県に対する情報があれば、このことに関して御答弁をいただきたいと思います。

なお、本市における構造改革については2回目の質問で深めていきたいと思います。

次に、大きな2点目の、住民の目線での行政への取り組みということに関して質問をいたします。

まず、市道の認定基準についてであります。

国に法律や省令があるように、市においても条例、規則、基準等があります。その法律、条例、規則等により、公平で安全、安心できる日々の生活が送れるわけですが、日々の生活すべてが決まった基準どおりに運ばないことが多々あります。そんなときに住民の皆さんから、何とかならないの、何とかしてほしいという言葉になって私たち議員に返ってまいります。

どういうことか少し具体的に申していきますけれども、市道に認定をされていない道路や側溝の整備の問題、今にも壊れそうで危ない、持ち主が鹿島市にいらっしやらない、遠方に住んでいらっしやるような空き家、急傾斜崩壊防止事業の基準に満たないがけ、宗教法人の所有になっているため市としては整備ができない危険な公園など、まだまだいろいろあるかと思えます。

今回はその中で道路に絞って質問いたしますが、道路には国道、県道、市道、里道、私道などがあり、それぞれの道路に対して基準があり、管理者がいるわけですが、本市では里道や私道を市道として認定する場合にどのようにされているのか、そのプロセス、過程及び認定の基準をまずお尋ねをしたいと思います。また、市道の認定基準に満たない道路でも、重要な生活道路があると思いますが、それらに関してはどうのような整備手法をとられているのか、お尋ねいたします。

3点目は、登録文化財制度についてです。

地域に古くから残る建物は、地域が歩んできた歴史を豊かに物語るとともに、私たちの生活文化のあらわれでもあります。私たちは自分たちが暮らす地域の歴史や文化、景観を次世代に伝えていくために、その保存や活用をしなければなりません。平成13年6月議会、ちょうど2年前の議会で、この登録文化財制度についてお尋ねをしておりますが、登録文化財制度は平成8年10月に施行され、5カ年が経過をいたしました。文化財保護法の一部を改正する法律で、保存・活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を文部科学大臣が文

化財登録原簿に登録する制度で、従来の指定制度よりもやや緩やかな保護措置を講じるものであります。築50年以上経過をしたもので、地域の記憶とも言うべき建造物を保存・活用していくものであります。

全国で約 1,600件、佐賀県で14件の10カ所があり——今の数字は2年前の数字です——本市にはまだ登録有形文化財はないというようなお答えをいただいております。最近では小城町の天山酒造が指定をされたそうですが、まずこの制度が導入をされた歴史的な背景、また従来の文化財保護とどのように違うのか、その利点や問題点に関してお尋ねをしたいと思います。また、本市のこの事業への現在の取り組み状況をお尋ねいたします。

制度を利用した市内の史跡、名勝の保存・活用に関しては2回目で質問をしまいいります。以上で1回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

構造改革特区に対する御質問にお答えをいたします。

まず、この構造改革特区の目的でございますけれども、これは国の方で地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の地域を設け、これの成功例が波及いたしまして国全体の経済の活性化が実現すると、あわせまして地域経済の活性化にもつながるとしております。つまり経済の活性化、これが特区の目的でございます。

次に、特区についての県内の状況でございますが、佐賀県は第1次募集、これは平成14年の8月ごろだったかと思いますが、第1次提案募集で鳥栖市を想定区域とする九州物流特区、これを提案されております。それから、県内の状況では、第2次募集になりますが、伊万里市が佐賀大学と共同で佐賀大学海洋エネルギー研究センターを核といたします、ちょっとこれ長いですが、伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区を提案されております。

それから、この2件につきましては、その後、特区の認定申請、法律で決まっておりますその認定申請がなされたかどうかは、ちょっとはっきりいたしておりませんが、5月20日現在での国の第1弾及び第2弾の認定はあっていないようでございます。

それから、鹿島市の状況でございますが、この構造改革特区につきまして、県からの通知をもとに、その内容を課自体でも検討をいたしておりますが、この構想が本当に鹿島市の景気の浮揚につながっていくのか、特区の目的でありますこの浮揚につながっていくか、予測が今のところ持てない、それから結局この構造改革の目的は、今申し上げました特区の目的である地域経済の活性化につながるか、つなげ得るのかという見きわめが難しいことなどから、今のところ申請は考えておりません。

それから、市長の判断でございますけれども、地域経済の浮揚、これ重ねてになりますが、

地域経済の浮揚という特区の目的から見まして、直ちに市として取り組みが必要な構想ではないという判断をいたしております。

特区につきましては以上です。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

私の方からは、7番議員の市道の認定の経過及び市道認定基準、そして市道認定基準に満たない重要な生活道路の整備の手法はどのようにしているのかという御質問にお答えいたします。

まず、市道に関する1点目の御質問の市道の認定に至る過程でございますが、地元からの要望などにより上がってきました道路を市道として認定するに当たりましては、まず市の内部機関であります市道認定委員会に諮ることとなります。その委員会の審査を経て、最終的には御周知のとおり、議会に御提案し、議会の議決を得て市道として認定いたすわけでございます。

その審査において、鹿島市の市道認定の基準となるのが、市道認定外実施要領に定めております、道路に関する2点目の御質問の市道認定基準であります。その市道認定基準であります。まず不特定多数の者の通行の用に供するものということ为前提として規定しておりまして、5項目にわたり、その道路が具備すべき条件を定めております。

それを御紹介いたしますと、1. 道路の幅員は4メートル以上であること。2. 道路敷地は直ちに市道へ無償で譲渡ができ、当該敷地の境界が明確であり、所有権以外の権利の設定がないこと。3. 道路の起・終点が直接公道に接続し、または公道から公共施設等に通ずる道路であること。公道とは、ここでは国県市町道を指すこととなります。4. 道路には排水施設を有し、道路の線型、縦断、勾配等については道路構造例の規定に適合していること。5. 路面の強度は認定後少なくとも2年間補修を要しないものであることという5項目を基本的な認定基準として定めているところでございます。

さらに、その基本的な認定基準では認定できない道路につきまして、市長が特に必要と認めるものという、いわゆる特例事項を定めております。その特例事項は、規定がほぼ二つに分類されておりまして、一つは原則として道路幅員が4メートル以上必要なものであることを条件とした特例事項でございます。もう一つが4メートル未満でも認定できる特例事項でございます。それらは、次のように規定されておりますので、御紹介いたします。

まず、原則として道路幅員が4メートル以上必要であることを前提とした特例事項でございますが、その主な規定を2項目御紹介いたしますと、一つ目が、それぞれ10戸以上の集落の集落相互を結ぶ主要な生活道路という規定であります。二つ目が、一般交通の用に供されている里道及び農道等で、宅地化されている傾向の区域等、地域開発のため特に必要と認め

るものというような規定が、原則として道路幅員が4メートル以上必要なものの特例事項の主なものでございます。

次に、4メートル未満でも認定できる特例事項であります。次のように規定されております。1. 交通安全対策のための自転車・歩行者専用道路及びこれに準ずる主な通学道路。2. 先ほど申しました1点目の交通安全対策のための自転車・歩行者専用道路及び主な通学道路を除きました公共的、または公益的見地から特に必要と認める道路という規定をしているところでございます。

以上のように、鹿島市の市道の認定基準は、基本的な認定基準に特例を設け、認定基準に幅を持たせたような形となっております。

次に、道路に関する2点目の御質問の、市道の認定基準に満たない道路で重要な生活道路に関してはどのようなことをしているのかについてお答えいたします。

そのような市道の認定基準に満たない、満たしていない道路の整備につきましては、地元の皆様に労務の提供をお願いできることを前提といたしまして、原材料の支給を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

私の方からは、登録文化財制度についてお答えいたします。

質問の内容は大きく分けて4点だったと思います。まず1点目が導入の経過、2点目が、これまでの文化財保護との違い、3点目がメリット、デメリット、4点目が鹿島市の取り組み状況であります。

まず、文化財の種類ですけれども、平成8年の法律の改正までは五つの文化財がありました。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、それに伝統的建造物群の五つであります。最初の四つは指定文化財で、最後の伝統的建造物群は選定という形になっております。文化財の保護の仕方の多様化を図るために、有形文化財のうち建造物について指定制度を補完するものとして、この登録制度が導入をされております。

指定制度といいますのは、文化財を重点的に厳選し、極めて価値の高いものを強い規制と手厚い保護により永久的に保存をするものであります。縛りが強い、また保護もそれだけあるというものです。次に、登録制度は届け出制になっておりまして、指導、助言、勧告を基本とします緩やかな保護措置を講じる制度であります。縛りが弱い分、助成、そういったものも特段ないというものであります。

この登録文化財は、資産として生かし、文化として生かす、緩やかに守るという発想から出てきておりまして、これが平成8年に制定されました理由は、バブルが崩壊しましたのが

平成4年ですので、国土の開発とか経済開発などでいろんな建物が取り壊しになっておりました。特に明治から昭和の初めにかけての近代の建築物については、早急に保護の必要があるということから、この法律が改正されたものであります。そのときに、対象となり得る物件としまして、全国に約2万5,000件程度ありました。そのうち、すぐにでも登録し保護措置を講ずるものがその中の1割、約2,500件ぐらいであります。

この登録の基準ですけれども、中村議員が言われました建設後50年というもので、建築物、土木構造物、その他の工作物が対象であります。かつ、次の三つの事項の一つを満たすものとなっております。まず1点目が、国土の歴史的景観に寄与しているもの。二つ目が、造詣の規範となっているもの。3点目が、再現することが容易でないもの。この三つのうちのいずれかになるということです。近くでは、塩田町の杉光陶器店さん、そこの母屋と蔵が平成10年に登録をされております。それから、土木構造物としましては、国鉄時代の佐賀線の筑後川の橋梁、上下に動く可動の橋ですね、あれが平成8年に登録をされております。

次に、利点と問題点ですけれども、利点につきましては、まず1点目が税制措置であります。地価税が2分の1になります。それから、家屋の固定資産税が2分の1以内を減免。次に、改修する場合に資金が必要ですが、そういった資金を低利で融資できる、これは政府系の金融機関からですが、そういったことになっております。三つ目が設計管理費の2分の1が補助されるということです。

次、問題点ですが、問題点というよりもこれは義務ですが、所有者が変更になったり、管理責任者を選任したり、そういった場合に事後の届け出、あるいは現状変更のときの事前の届け出、現状がどうかという報告、そういったことがあります。

4点目、本市のこの事業への取り組み状況ですが、これまでこの制度を利用したという実績はありません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、構造改革特区に関してでございますけれども、今、唐島部長の方から御答弁をいただいたのは鹿島市の取り組み方に関してでございますが、鹿島市のこの構造改革特区が目的として経済活性化を目的としているというようなことで、この制度に乗かってやった場合に、今のところ鹿島市として、鹿島市の景気浮揚にこれを導入したからといってつながっていくのかということが予測をできないというようなお答えでした。そういうことで、現在のところ申請をする考えはないというような御答弁だったと思っておりますけれども、この特区の推進の目的に関して、もう少し深く検討してまいりたいと思っておりますが、この特区推進の目的は、

従来、国がモデル事業として認定をして、財政措置による支援をいろんな形でやってきておりました。それはあくまで上からの指示であって、あくまで地域がその特性を生かしながら自助努力、あるいは創意工夫をやるという観点はなかったと思います。今回の構造改革特区は、まさに自助努力、創意工夫をやることにより、活力ある地域づくりを目指していく、そのために必要な規制緩和を国が手助けをしてやりますよという制度だというふうに私は理解をしております。

かつて私たち議員もいろんな形で質問をしてまいりましたし、またそれぞれの部課長の皆さん方もいろんなことを国に対して申されてきたと思いますが、そのたびに規制の網があって、どうしても進んでいけないという現状があったかと思いますが、すべてが今回のこの制度で解決をするわけではありませんけれども、その機会を与えていただいたということで、何をやるかは別として、市としての考え方として、やはりこれは市長、これから答弁していただきますけれども、市長が指示をされて、この問題に対してどのように対処をしていくのか、検討はなさるべきではなかったかなというふうに考えます。

先ほど申しましたけれども、規制というものは全国一律でなければならないということはありません。やはり地域においた特性というものがあると思いますので、そのような意味では国の今回のこの施策は画期的な考え方ではないかというふうに考えるわけですが、国では新たにこの6月30日まで規制改革集中受け付け月間として、第3次提案が今行われております。この期間に関しましては時間的な制約があって無理かと思いますが、11月には第4回目も予定をされているようでございますので、これは政策的な問題になりますので、市長みずから御答弁をしてほしいと思いますけれども、市長は今まで市政運営の中で住民の自発的な活動を評価し、自助努力、創意工夫、またソフト重視の政策をとってこられました。これまで市長としても、先ほど申しましたが、長い年月の中で国や県、法律や条例など、規制の壁に直面をされたこともあろうかと思いますが、このたびの構造改革特区は、そうした法規制や前例がないという省庁の考え方に風穴をあけるチャンスではないでしょうか。

鹿島市の活性化に関して、この際、今の法規制の合間を縫って何ができるのか。民間とともに考える機会を小泉首相から与えてもらったということで、今後どのように取り組んでいかれるのか、市長にお尋ねをしたいと思います。

鹿島市における構造改革特区ということですが、鹿島市においても行財政改革に早くから着手をされ、今日の合併論議の中でも市長は、合併は行財政改革の大きなチャンスであると言われております。まさに現在、国及び地方公共団体は、行財政の構造改革に正面から取り組まなければならないということは衆目の一致するところであります。これまでの考え方は、いかにして国の補助金のメニューの中から鹿島市に合致するものを引っ張り出すかということでした。しかし、国のその政策が財政面で破綻しつつあります。そのような背景から構造改革特区が誕生したわけですが、この発想、考え方を鹿島市でも取り入れたらどう

でしょうか。

鹿島市のそれぞれの地域が独自の発想でまちづくりを行う。そのために条例や規制が阻害をするのであれば、規制を緩和して手助けをする。市内各地それぞれ地理的な制約があり、先ほど市道認定に関して御答弁をいただきましたけれども、市道認定一つをとってみても、古い町並みと新しくできたニュータウンでは同じ基準の網をかぶせるのは難しいと思います。少し柔軟に物事を考えること、市民の要望に対して、条例があるから、あるいは規則があるからできないじゃなくて、先例がないからできないじゃなくて、どうしたらできるのかということを考えるために、鹿島版の構造改革特区構想を提案をしたいと思います。

また、今回この構造改革特区に関しての情報というのは、全庁的にまたがるものでございました。このような全庁的にまたがる情報に対する受け手としての組織的な問題点はなかったのか、市長に御所見をお尋ねいたします。

次に、市道に関してですけれども、市道の認定基準、あるいは認定委員会等を経て市道に認定基準に沿った形で認定をしていくんだというような御答弁を詳しくいただいたわけですが、その中で、市道に認定をされた、あるいは国県道に関しましては、それぞれ管理者が整備をしていくわけですので、それはそれで、そのような形で進めていただければいいと思いますが、今回私が取り上げておりますのは、市道に認定をされない道路の整備に関してであります。

先ほど、市道認定されない道路に関しては、それぞれの地区の労務提供を前提として、原材料支給で賄っているというような形で御答弁をいただいておりますけれども、そのようなことを少し制度化をするような意味で質問を進めてまいりたいと思います。

「あの道路の側溝の有蓋化ができませんか」あるいは「この道路にガードレールを設置してほしい」「離合帯をつくってほしい」そのような道路に関する要望は非常に多く、担当課としてもどこから手をつけていいのかというような状況ではないかと思っております。そんな中でよく耳にするのが、市道じゃなかけん整備ばしてもらわんというようなことを住民の方がよく言われます。

先ほど申しましたように、現在、原材料の支給で対応はしていただいておりますが、市道の基準に満たないけれども、生活に重要な道路は市内各所にごございます。具体的な例を挙げさせていただきますが、例えば、浜町の両船津の道路事情、これに関しては御存じのことだと思いますけれども、あれだけの人口密集地ですが、玄関前まで車が入らない家屋が、正確に数えたわけではございませんけれども、50戸以上はまだございます。このままでは老朽化した家の新築もできないと、過去には道路新設の要望等もあっておりましたが、実現にはほど遠いため、空き家も目立ってまいりました。地域の方々はお互い軒先を出し合い、鉄板をかぶせて狭い道路に車が入りできるような工夫をされておられます。そんな環境の道を、市道じゃなかけんということで整備できないということに関して、非常に問題があるというこ

とでお尋ねをしているわけです。

先ほど認定基準に満たない道路でも、市長が必要と認めた場合は認定をするという特例をお話をさせていただいたわけですが、4メートル以上ある幅員の道路では集落10戸以上を相互に結ぶ主要な生活道路ですとか、あるいは地域開発のために特に必要なもの、4メートルに満たない道路でも通学に必要な道路、公共的な見地から市長が特に必要と認めた道路に関しては認定をしていますよということでございました。過去にも東部中学校の通学路として利用されているとん橋、あれは道路と言えるのかどうかわかりませんが、これは浜川の河川改修のときに、ぜひ橋をかけかえたいということもあって市道に認定をされた、そういう特例も私も知っておりますけれども、そのほかにも市長が必要と認めた例があるのか、お示しをいただきたいと思います。

全国の自治体では、市道に満たない場合の整備手法、どういう手法をとっておられるのか、そういうところがないのか、少し調査をしてみました。私の調査では3件ほど見つけることができましたけれども、ちゃんと制度化をされているところもございます。

秋田市の例ですが、秋田市では私道整備補助金制度がございます。これは私道ですね、私道整備補助金制度。通り抜けの道路では工事費の8割、行きどまりの道路では6割を市が助成するというふうになっておりました。あと、この制度を利用されるに当たって、まだまだ細かいことも決められていると思いますが、そこまでは調べておりませんのでわかりませんが、こういう制度があったということを御紹介しておきます。

亀岡市の場合は、市道認定以外の道路で生活道路として利用をされている里道、私道などの舗装及び附帯工事を自治会が実施する場合、事業費の半分以上を補助。

加西市では常時一般交通の用に供されている道路で、幅員がおおむね2メートル以上の道路や通学路指定道路は、地元の労務を経て簡易舗装を行うと、これは鹿島市と同じですが、ちゃんと明文化がされております。

本市は原材料の支給を行われておりますけれども、この原材料の支給に関して、やはり一定の住民の方々がわかる基準を設けるべきだと思いますし、今申しましたような先例に倣った形で制度化をする考えがないのか、お尋ねをしたいと思います。

最後に、登録文化財に関してお尋ねをしてみたいと思います。

登録有形文化財制度に関しては、詳しくその制度、それからメリット等をお答えいただきました。御答弁を聞いておまして、従来の指定制度に比べて、この登録有形文化財制度というのは、緩やかな保護措置を講じてあるということで、ちょうど昨日テレビを見ておりましたら、ある農家を復元した番組がございました。従来の空き家になった農家、もともと御自分のお住まいだったそうですけれども、その農家を現代的に改装をされて、非常に今風の内装に変え、今お住まいになっているというような放送がございましたけれども、その最後に、これは登録有形文化財制度を利用してなされたという説明があったわけ

です。

登録有形文化財制度というのは、ここまで緩やかな制度なのかということでテレビを見ておりましたけれども、今回、私がこの質問をいたしておりますのは、鹿島市にも現在、肥前浜宿の整備は街並み環境整備事業、あるいは伝統的建造物保存事業の2本立てで進めていただいておりますが、その地区にも、また鹿島市のそれ以外のところにも、将来残していかなければならない建築物、あるいは土木構造物がまだまだたくさんあると思います。それらのものをデータベース化をしながら、一つでもより多く残していければというふうな思いで提案をしております。

肥前浜宿の整備は、今年度、先ほど申しましたように街並み環境整備事業に着手をされ、住民協定を結ぶ段階まで進んでおります。継場の修復は街並み保存活用運動の拠点として、外来の観光客の評判もよく、飛躍的に前進をいたしました。地元では店舗を開業したいという方もちらほら出てきたようです。今後は伝統的建造物保存事業との2本立ての整備になるかと思いますが、この登録文化財制度を使って、さらに保存活用を進めていただきたいと思います。伝建の事業は、何十年の歳月をかけて家屋の修復を行っていくわけですので、ぜひその併用を考えていただきたいと思います。

また、先ほども申しましたが、浜地区以外の鹿島市の文化財にふさわしい建物、それらのものに関しましても、この事業での整備が考えられますが、塩田町には杉光陶器店、それから小城町には天山酒造のように指定をされたものがございますけれども、担当課として、この制度をどのように今後進めていかれようと思われているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

また、この制度の届け出の仕方ですけれども、これは所有者個人がやっていくのか、それともあくまで自治体がやっていくのか、そのことに関しても御答弁をお願いいたします。

以上、2回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

7番議員の2回目の質問にお答えをしたいと思います。構造改革特区についての今後の取り組みについてということですが、まず、構造改革特区とはどういうものであるのか、それによりどういう効果をもたらすのかということにつきましては、先ほど総務部長がお答えをしたとおりですけれども、私どもも県からの情報提供を受けまして検討はしてみました。ただ、特区の認定を受けなければ規制緩和にならないのか、あるいは当市程度の団体規模で、そこまでしなければ地域経済の活性化や構造改革につながらないのか、先例地の事例を見ましても、現行法の中で工夫をすればできるもの、指定を受けなくても一部では既に取り組みをしているもの、あるいは、このことによって逆に住民の不利益とはならないのだろうか

というような事例も散見をされます。取り組みについての基本的な姿勢につきましては、御指摘のとおりでありますけれども、いま少しこのことにつきましては時間をかけてほしいというふうに思います。

いずれにいたしましても、先ほど御指摘をいただきましたけれども、どこが所管すべきかわからないもの、新たな対応策を迫られるもの、どの程度の重要性があるのかの見きわめがつかないものなど、それらにどう対応していくかの、まずはそのシステムづくりが先決であろうと考えております。合併を念頭に置きながら、庁内組織を含めて担当課と協議をしていきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

それでは、私の方からは7番議員の2回目の御質問のうち、市道に関する事項についてお答えいたします。3点ほどあったかと思っております。

1点目が特例事項、市長が特に必要と認めるもので認定するのはどのような場合か、そしてまた、過去にそのような事例があるのかという御質問でございますが、特例により市道として認定することが想定されますのが、規定にもありましたけれど、4メートル未満の自転車・歩行者専用道路や、それとか公道には接していないところに新たに公共施設を設置する場合における、それらへの接続道路などが考えられます。それから、工場団地や宅地開発に伴う主な道路、ただし、これは道路の幅員が基本的に4メートル以上必要でございます。そのような道路などが考えられます。

また、この市道認定基準の特例事項により、過去において認定いたしました具体的事例でございますが、やはり特例ということでございますので、それほど例がございまして、先ほど議員からありました、通称とんとん橋と言われております大村方から東部中学校に通じる市道学校～天神線、そして中川の土手を利用しました中川公園沿いの自転車・歩行者専用道路、中川～広瀬線など、数例ある程度でございます。それほどありません。

いずれにいたしましても、この特例事項で認定する場合は、1回目に答弁いたしましたように、市道認定委員会で特に慎重な審査を行った上で議会に御提案させていただくものでありますので、特例を適用することには、議員の皆様や市民の皆様が異議がなく、十分に納得される事例しか、ちょっと考えられないのではないかと考えているところでございます。

次に、議員2回目の御質問の道路に関する2点目の、原材料支給の基準はあるのかどうかについてでございます。

市道以外の、いわゆる生活道路の維持管理につきましては、御周知のとおり、地元の利用者の方々に自主的な管理をお願いいたしているところでございます。そのことから、それらの道路などへの原材料を支給する場合の運用基準でございますが、1点目といたしまして、

その道路等の整備の要望が地元の利用者の皆様の総意によるものであることと、まず1点目をしております。それから、1回目にお答えしておりますので、繰り返しになりますが、地元の皆様の労務の提供による整備であることとしております。3点目が、道路の幅員が軽自動車程度の通行が可能であるということにいたしております。そして4点目、ちょっと最後になりますが、4点目といたしまして、それらの道路等を利用される住宅が複数、2戸以上あることといたしているところでございまして、これらの条件をすべて満たしている場合に原材料の支給を行っているところでございます。この原材料の支給による対応が、いけば鹿島市にとっての市道認定基準に満たない重要な生活道路の整備方法となるものでございます。

そこで、残された問題が、7番議員2回目の道路に関する最後の御質問、先進例に倣い、今後検討する考えはないかにお答えすることにもなるわけでありますが、議員が申されますように、市道の認定基準に満たない道路で、原材料の支給も受けられない場合の生活に重要な道路などの整備はどうするのかという問題がございまして。鹿島市では現在のところ、そのような事例の場合の整備方法は持ち合わせておりません。それら生活に重要な道路の整備をどのようにするのかは課題となっていると考えているところでございます。

そこで、先ほど7番議員の方から秋田市等のほかの自治体の整備手法を御紹介していただきましたけれど、それらの自治体の整備方法も含め、今後ほかの方法、手法などを研究、検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

私の方からは、登録文化財についてお答えいたします。

質問は3点だったと思います。まず1点目が、浜の街並み保存で登録文化財制度の活用、また伝建事業との併用、2点目が、浜地区以外の建物についてどうか、3点目が、届け出は個人か自治体かということだったと思います。

この制度の活用の事例ですけれども、例えば、その地域の独自性をあらわすシンボルとして活用したり、この登録建造物とほかの文化財なんかを一緒にして観光ルートのゾーンを設定しての町の活性化を図るとか、あるいは建物そのものを改修して観光案内所とか特産物の販売所、あるいはレストランとか、そういった地域の産業に役立てるもの、また生涯学習とか余暇活動の充実を図るためにこれを利用するとか、そういった活用の事例がありますけれども、これまで浜では酒蔵を利用した数々のイベントが開催されてきましたし、継場を訪れた人が、これまで受け付けのノートに書いた人だけですけれども、3,500人以上、実際はその何倍かあると思います。最近また、これは5月と6月ですけれども、関西からの写真の撮

影のツアーがっております。そこに酒蔵通りということで一つのコースになっております。そういった実績があります。

21世紀には、市民がまちづくりや地域の整備に文化財、特に近代化遺産というものを活用していく時代になるだろうと言われておりますけれども、地域の活性化を図る上では、この登録文化財制度の活用というのは有効な手段だと考えております。

次に、登録文化財と伝建との関係ですけれども、今、全国に重要伝統的建造物群保存地区というのは61地区あります。その中には、例えば、富山県の高岡市の例ですけれども、その地区の中に登録の文化財がありますので、併用というのは可能だと考えております。

それから、浜地区以外についてどうかということですが、1996年に近代和風建築、あるいは2002年に近代化遺産について調査が県の方でされております。その二つの中の報告書を見ますと、10数棟が鹿島の建物であります。ですので、それについてはこの登録制度の候補となり得るんじゃないかと思っております。実際、小城町の例を見ますと、商売をやっているところではPR効果、イメージアップ、そういったところが登録の効果として実際あるということです。現在、市内でも話として出てきているものが幾つかあります。今後は、市の文化財保護審議会での取り組みについては協議をする予定にしております。

3点目の届け出についてですが、個人か自治体かということですが、これは個人、所有者が同意をします。その同意をもとに、地方公共団体が意見書を文化庁の方に進達をする形になっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、構造改革特区のことではありますが、私はこのことを政府が打ち出したときに、例えば、中国の上海とかで特別区ありますね、非常にこれはドラスチックな規制緩和ということか打ち出されておるわけで、実は、そういうものかなというふうにまず思っ、日本のこの特区のことについて初め印象を持っておりました。しかし、中身は、はっきり言えば、それとはほど遠いなというふうな印象をまず持ちました。

それで、話をわかりやすくするために、ちょっと個人の場合で例えてみますと、私たちもいろんな生活をしていく中で、資格とか免許とか必要になる場合があります。この運転免許とかというのは、これはもう必ず持つておかないと生活に支障を来しますから、これは必ずこういう場合は取っておかにかい。しかし、資格とか免許にもいろんな種類がありますが、そうすぐ必要じゃないという場合もあるわけです。取っておくにかしたことはないけどというふうなたぐい。こういうことをいろいろそういうケースと突き合わせまして、じゃあ現時点で鹿島市で特区を、我々が資格を取得する必要があるのか、これには手続とかいろ

んなことも必要になりますが、今現在、具体的に住民からも要望がないですし、また必要性というのが、すぐ取らにゃいかんというものではないだろうというふうに考えました。ただ、今後、先ほど助役の方も申し上げましたように、合併論議の中でこのことは提案をしていきたいというふうに思っております。

それから、これとあわせて、古川新知事がこの特区の問題についても、きょうの新聞でしたか、これは佐賀県としても取り組むというふうなことを言っておられるようであります、あるいはまた、まだら分権ですね、古川知事が言っておられるまだら分権、これはやる気のあるところには分権をどしどしやっていきますよと、一言で言えばそういうことあります。これとあわせて私は、実は直接的には知事のこのことに着目をしておりまして、この特区の問題とまだら分権とあわせて鹿島市としてどういう対応をしていくか、総合的に今から議論を深めてまいりたいというふうに思っております。

それから、この市道の認定基準であります、これは数年前にきちっと内外にわかるような形で基準を設けました。そのときに説明したと思いますが、地域の有力者が言えば、これが市道になったばいとか、そういう例がなきにしもあらずでしたので、これはだれもが納得できるような基準をつくっておくべきだと、こういうことで認定基準をつくりまして、市道認定委員会というものを発足をさせて、そこで議論をすると、こういうやり方しております。

条例とかこういう基準で、市の制度でいいましても、必ず一番最後に市長が特に認めるものと、これはつくんですね。ところが、これは個人的にそのときの市長がよかて言うたけんよかと、こういうことでは決してございません。先ほど言いましたように、市長が特別に認めるものについても基準があるわけですね。つまり、どういうことかと言いますと、これはどうせ認める、認めないとなった場合に、あるいはこの事業は特別に認めてやるとなった場合も、予算がつきます。そうしますと、それを議会にかけなければいけません。議会の議員の皆さんが市民の代表として、いや、これは市長、おまえ特別認めとっけど、これは我々は市民として認められんぞというふうなことになるわけですので、やはりいずれにしましても、市長が特別に認めるものといいましても、みんなが納得できるものしか、これは認めることができないと、こういうふうな、市長に対しても足かせをはめておると、こういうふうなことになっております。

ただ、さっき申されましたように、例えば、二つの意味に私は受けとめておりますが、制度化ということを申されました。原材料支給で今、里道等については対応をしております。これについてはもう少し、内規という形ではなくて、もう少し制度という形でできないかということが一つだと思います。これは、そういう形で強く制度ということ縛りをつけますと、運用面で今度は柔軟な弾力のある運用ができなくなると、したがいまして、そのあたりと絡めてどうなのかという判断を私はしてまいりたいと思いますし、もう一つは、ほかの秋

田市ですか、こういうところについてもいろんな思い切った制度化をしてあると。私は瞠目着目をしましたのは、個人の資産に対しても補助ができるというふうになっておるようでございますが、私は一貫して基本的には個人の資産所属に対する補助というのは慎重な態度で今までも臨んできておりましてですね。しかし、これは財政の問題等も絡んでまいります、先ほど御提言いただきましたものについては、もう一回、我々内部で、御提言を受けまして、いろいろ検討させていただきたいと、そして今後のヒントにさせていただきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

まず、市道の認定等に関して、今市長の方から御答弁いただいた原材料支給の制度化の件でございますが、確かに申されるように、制度化をした場合には運用面でそれに縛られるというようなこともありますけれども、緩やかな制度化をしていただいた方が、市民の側から見ますと、その緩やかな制度を情報公開していただければ、ああ、こういうことでもお願いができるんだというような形になろうかと思えます。今現在は、言うてよかろうか、どうだろうかというようなところで判断に迷われる面もあろうかと思えますので、検討をぜひお願いをしたいと思えます。

それと、特区に関して、市長も当初私が抱いていたようなイメージをお持ちだったということがわかったわけですが、現在、鹿島市で具体的に、じゃあこういう特区をやりなさいという案は、私も持っておりません。それを導入しなければいけないということじゃなくて、一つはシステム的な問題で、国が出したこの特区構想に関して、鹿島市としての受けとめ方がまずかったんじゃないかということが一つです。

ですから、今回の特区に関しては、いろんなすべての分野にわたる、省庁にわたるものですので、総合的におりてきていると思えますが、そのシステムの問題が一つと、この考え方、特区はまちづくりビジョンの中で、もし導入するとしたら検討されなきゃならないわけですが、こういう制度があった場合に、鹿島市としてこれに対する考え方、取り組むことによつてですね、具体的には出てこなくても、新しい活性化方策が出てくるかもわからないということで、その考え方に関しては少し、市長の指示で下の方におろしていただきましたかなということでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

原材料支給について、もう少しやっぱり緩やかな制度化でいいからするべきだと、確かに

先ほどの7番議員申されること、そうだなというふうに思いますので、もう少し検討させていただきたいと思います。

それから、特区について鹿島市としての受けとめ方の問題と、これは実は私自身が先ほど言いましたように、このことを受けとめまして、これは担当の方にすぐ検討するようにというふうな段階ではないというふうにトップとして判断をしまして、また担当の方は担当の方でちゃんとそれは受けとめておりまして、そのことをトップに取り上げるべきですよという提言するまではないという判断をしたと、こういうことであります。

ただ、先ほど申しましたように、やはり規制というのはない方がいいということがあります。そういうことで、まだら分権と、先ほど申しました、こういうものとあわせて今後これはずっと着目をしとかにやいかんと、あるいは検討をするべきだというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

以上で7番議員の質問を終わります。

次に、16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

項目的には4項目ですか、市勢の活路を桑原市長が今どこに置かれているのか、ここは少し我々としては見えにくいという観点から、少しテーマとしては大きいですが、この点をまず第一に尋ねたいと思います。二つ目には、今大きな市民の関心事であります合併問題。三つ目に、207バイパス間もなく開通というときに、玄関口に建っておりますあのヴィータの措置をどういうふうに行政として考えられておるのか。さらに、生ごみの堆肥化構想議論始めて大分長い時間がたっておりますが、行政の中に手元に眠っているのではないかということから、督促の意味で取り上げております。最後に、漁民、市民が大変気がかりになっております有明海の今日の異変と諫干とのかかわりで、本市の対応を聞きたいということでございます。

それでは、順を追って質問をいたしたいと思いますが、私自身、この1年間、昨年の市長選挙に不肖にも出馬をさせていただきまして、政治の表舞台から一時いとまをいただきまして、小さな農業の傍ら、自分が今日までかかわってきております市民運動に専念をさせていただくという期間を与えていただきまして、それなりに市民の目線といいますか、改めて勉強をさせていただいた昨今でございます。

今回の市議選につきましても、若干、自身には1年前の私、あるいは周辺からの情報発信のもとに、ちゅうちょがなかったかといえば、ございましたけれども、関係者や仲間たちの強い声に押される形で出馬をさせていただきました。どういう審判の結果が出たのか、ぜひとも市民の皆さんの投票を期待いたしておったわけでございますけれども、残念ながら無投

票という結果に終わりました、なおさらこの与えられた期間、選挙期間中のような状態で歩まにゃいかんのじゃないかなという緊張感を持って取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。いささかそういった意味では、5期目に入りまして賞味期限も薄れているのかなと自身考えたりもいたしておりますが、その点、新人のつもりで与えられた任期頑張ってみたいというふうに思っておりますので、議員諸公並びに執行部の御指導、御鞭撻をよろしくお願いを申し上げておきたいというふうに思っております。

さて、質問に具体的に入ります前に少し、私の今日の市勢を見る——市勢を見るというよりも桑原市政を見るイメージといたしますか、抱いている感覚をまずちょっと冒頭申し上げてみたいと思いますが、桑原市長、5期目に入られて——失礼しました。4期ですか。13年目に入られたわけですね。大変お疲れのことだと思いますが、当初から——疲れていらっしやらないかもわかりませんが、元気はつらつの中にも大変大きな課題を抱えて、そういった意味でお疲れのこともあろうかと思いますが、頑張っていたきたいと思いますけど、市長は就任当初から、あるいは今日に至るまで、いろんなスローガン、キャッチフレーズを出されておりますけれども、中でも第4次総合計画にも明記をされました「人が輝くまちづくり」あるいは「市民総参加の市政運営」、「トップセールス」という言葉が最近余り聞こえませんが、市長として行政、あるいは市民の中にあつてトップセールスマンとして頑張っていくと、こういったことが私の頭の中に強いイメージとしてございます。市民の皆さんにもそうだろうというふうに思っております。

しかし、今市民の間に聞かれておる声、率直申し上げますが、必ずしもそれらのキャッチフレーズが輝いているのかなと、場合によっては共感が薄れているという声も、ちまたの中にはあるのも事実ではないかというふうに、私は認識をいたしております。果たして今日の鹿島の市勢——私が言う、ここで使う市勢というのは市の勢いです。市の行政じゃなくて市の勢い。それには産業、あるいは市民の生活、町の潤い、いろんな要素が含まれておりますが、要するに鹿島市としての勢いが上り調子であるのか、下降線であるのか、あるいは現状維持を続けておるのか、そういった意味での市勢から見て、果たして市民、人が輝いておるのか。あるいは、本市産業の不振、今日、大変マクロの不振もあります。外圧による農産物の問題含めてマクロの不振もありますが、本市産業の固有の不振も片方では抱えているのではないかというふうに思っております。あるいは、企業もリストラも、当市においてもよく聞きます。私の身の回りにも、その対象になられた方もたくさんいらっしやいます。あるいはまた、建設不況を初め、失業に、大変いい腕を持ちながらも職につけない方々、こういう方も散見をされております。それらに対応する施策の実質的な輝きが市民に実感をされているのか、そういった点をここ最近、特に感じております。そうした生活背景の中で各種施策を進めるに当たって、市民総参加型の行政運営になっているのかと、先ほど申す点であります。

新しく本県の知事となられました古川佐賀県知事、新しく就任をされまして、精力的に県民対話集会など現場の声を聞いて回っておられますけれども、そういった一つの、パフォーマンスとは表現しませんけれども、そうした県政の今日の中で、そこら辺が余りにも目立ち過ぎて、少し干からびて見えるのかもわかりませんが、感じているところでございます。ぜひともトップセールスマンとして引き続き汗を流していただくという意味で、以下、質問に入ってまいりたいというふうに思います。

それでは、まず第1点の鹿島市勢の活力、施策的にどこを一番重要なポイントとして考えておられるのか、私の考えなりを交えて所見を賜ればというふうに思っております。選挙のたびに——選挙というのは、これはもう政策のぶつかり合いの場所でありますので、際立たせて、その政策、問題点を市民に問うわけでございますが、選挙のたびに本市の沈滞、あるいは低迷している状態などをささやかれてまいっております。僕は停滞と見ないという方もいらっしゃるかもしれませんが、例えば、市勢、市の勢い、活力という観点から見れば、いろいろ指標はあると思います。

ただ、私なりにその指標といたしますか、バロメーターというふうに見られるというのは、一つは人口の動きがどうかというのは大きな一つの要素ではなかろうかというふうに思っております。いま一つは、市民の所得がどういう状態にあるのかと、伸びる傾向にあるのか、下降傾向にあるのか。あるいはまた、先ほど申し上げます就業の機会が本市の場合どうかと。そういったこと、ほかにも挙げればたくさんあろうかと思いますが、時間の制約もありますので、その3点ぐらいを少し私も、本市の毎年発行されております「数字で見る鹿島」や、あるいは「市町村ハンドブック」などなど、統計資料を少しひもといてみました、改めて。

一つは、一つ目の市民所得の推移——その前に人口の動きについて申し上げてみたいと思っておりますが、鹿島市の総合計画が平成12年10月ということで、まだそう時間はたっておりませんが、この計画によりますと本市の人口は平成22年、策定した年から20年後を見据えて4万人（114ページで訂正）の人口を目指すということが基本フレームとして示されております。策定当時の人口が3万3,954人でございます。目標に対しまして、当時の人口からすれば17.8%、約2割弱の人口増を果たそうという計画になっております。しかし、現実を見ますと、当時の3万3,954人に対して、ことし現在で3万3,648人ということで、むしろ計画策定当時よりも306人減って、パーセンテージでいきますと0.9%減少をいたしております。ちなみに平成元年の人口と比較をいたしますと、当時3万5,000人台でしたですね。3万5,159名ですね。現在は3万3,000人台に落ちておりますが、具体的に申し上げますと1,511人減った計算になります。実に4.3%の人口が減少をいたしております。

では、佐賀県全体の流れはどうかと、これは国勢調査しか出ておりませんので、若干基準年の幅が違うかもわかりませんが、今の中に入りますけど、平成2年度の県人口が87万

7,851人、その後2回、国勢調査は5年に1回やられておりますので、平成12年時点で87万6,664人、県人口は0.1%減少どまりですね。県もふえている傾向ではございません。わずかに減っておると。しかし、本市の減少状態からすれば、はるかに維持をされているという状態の数字がこの数字で見えてとれます。

そこで質問ですけど、基本フレームになっております4万（114ページで訂正）人口達成へのプロセスと、今日歩んできたその状態をどういうふうに見られておるのか。このまま、この平成元年から平成15年の間というのは、1人ともふえた年は1回もありません。数十人、あるいは100何十人単位でずっと減り続けております。この下降傾向が平成22年に向けて、いつ時点から上り調子になって人口達成ということになるのか。もし、それが見通しがないということであれば、基本フレームを変えなければならぬというふうに思われますけれども、下げどまらない市人口への歯どめをどういうふうに考えられておるのか、4万（114ページで訂正）人口達成への道筋をどういうふうに考えておられるのかについて、お尋ねをしたいというふうに思います。

次に、市民所得の推移について見てみました。これは「数字で見る鹿島」の平成5年と平成11年の数値を、これは「数字で見る鹿島」は3年ぐらい前の数値しか出んどですね。インターネットで調べた数字で最も新しいやつが平成11年度の分でしたけれども、市内純生産が平成5年時点で65,590,000千円、端数は整理をいたしておりますけど、千万単位でいっております。平成11年度時点で69,220,000千円、対比で5.5%伸びております。

その中身を、内訳を見てみますと、第1次産業は逆に21.1%減っているんですね。がたと落ちております。2割減です。第2次産業では健闘されて9.4%ふえております。第3次産業が3.4%ふえておりますが、ここで顕著に5.5%の増を頑張ったのは、第2次産業と第3次産業ということになっておりますけど、本市の基幹産業は農林水産業、つまり第1次産業と言われながら、21.7%のダウンをしておるということは、やはりそこに有効な手だてが農政面で欠けているという証左でもあろうと思います。内外要因もあります。が、大変これは大きな数値だというふうに見ております。

そこで質問ですけど、市内純生産の伸びに比較をして、第1次産業の今言いますような極度な落ち込みに、担当部局並びに市長としてどういうふうに対応をしようとされているのか、まず1回目はそうした大きな点での御質問にさせていただきたいというふうに思っております。

次に、市勢のバロメーターの一つでありましょ雇用環境がどうかという点でございますが、大変国内も厳しい雇用環境にございまして、今なお5%台の失業者を維持いたしておるということは周知のところでございますけど、佐賀県、健闘して4.8%ということで、県内は小さな県の割にはパーセンテージ的には頑張っておる数値が出ております。一方、鹿島市の場合は、職安単位ではこの完全失業者率というのは集計をされていないそうでございませ

て、ハローワーク鹿島からもその数値は得られませんけど、それに類似した数値としては有効求人倍率というのがございます。これによりますと、平成15年の1月の数値で有効求人倍率は0.43%です、鹿島職安で。県内が0.45%ですね。したがって、県内よりも0.02%、本市の場合は——本市といいますか、ハローワーク鹿島の所管の部分については少ない雇用環境にあります。

これは、私は数年前、五、六年前にこの場で雇用問題で取り上げたときに、この数値を出しましたが、記憶によりますと、本市の場合は佐賀県の各ハローワークの中でも、かなり高い求人倍率にあったんです。その要因は幾らか、特別何で鹿島の場合は高かったかといえ、縫製、あるいはサービス業ですね、そういうものを抱えている土地柄というのもありましたけど、ということで、やっぱり県内の求人倍率よりも高目高目だったんです。これが低目に転じておるといことは、やっぱりこれもまた特徴だろうというふうに思っております。

今回の補正の中で、佐賀県は雇用創出のための補正を組んでいただいております。さきの委員会の勉強会でも、各委員会でも出たと思いますが、私の所属する委員会でも出ておりますけれど、県としてはそうしたことで、小さい数値ながらも雇用創出のための手が打たれております。ところが、本市の場合、まだ、今言うような状態でありながらも、それに的確に対応する施策が打たれようとしているのか、されようと考えられていないのか。これも大変またに多い失業者の中で気になるところでございますので、執行部のお考えをお尋ねしたいというふうに思っております。

次に、大きな二つ目の合併問題についてお尋ねをいたします。

合併問題では、2市4町の枠組みに際しましては、一貫して桑原市長は市民の意向をもって方針を固めたいというふうに申されてまいりました。インターネットを出しましても、2市4町の場合はまちづくりの主人公は市民だというふうにならわれております。そういうふうなことで、市民の意向調査をやるということでやられてまいったと思います。ところが、今回残された1市1町になった折には、さきの臨時議会で私は問いましたけど、やる考えはないと、あるいは推移を見て検討をしたいという発言にとどまっております。

何ゆえに、2市4町枠のときには市民の意向を問うて、1市1町の場合にはなぜ問われないのか。それはもう合併をするという前提に立てば、1市1町しか残つたらんじゃろうもんという理論の成り立てからすれば、その方針もあろうかと思えますけど、市民の2市4町における時点での調査のとき、合併を前提とされた方が50%を超えておったと、だから今回はしなくていいんだという理論で、エイブルでの説明会でも聞きましたし、この間の臨時議会でもそういう答弁をいただいておりますが、果たして百年の計に立つ合併問題で、50%をわずかに超えた数値だけで、しかも2市4町枠のときに参考としてとられた設問まで練り合わせて、1市1町の場合には問わなくていいんだという議論で果たしていいのかどうか、私は心配でなりません。市民の意思を、執行部が考えられているとおりに、1市1町で8割、9

割の人がやっぱり賛成じゃなかったかという数値が出て私はいいと思うんです。そういう確認を私はすべきだと思います。そこについての御所見を、改めてまたこの一般質問でお尋ねをしたいと思います。

次に、大きな三つ目の質問でございますが、これは多くを申し上げることは要らないと思います。古くて新しい課題になっておりますが、いよいよ国道 207バイパスも開通の運びになろうかといたしております。北の玄関口にヴィータが閉店のまま、大きな建物を横たえておるわけでありまして。鹿島市のイメージダウンにならないために、市として、市の行政として当事者能力が直接そこを売買するとかいうことはとてもできることではございませんけれども、国県、あるいは企業の誘致等、トップセールスとしての、こういうことこそ役割ではないかというふうに考えますが、今日までの対応された経過並びに今後の見通しについて明らかにしていただきたいというふうに思います。

次に、生ごみの堆肥化構想のその後についてお尋ねをいたします。

この件は、平成9年度に本議会が一致をして、前段の環境対策特別委員会でまとめられたものを全員協議会で一致して決議をし、市長の方に政策提言をされたものであります。年間2,900トンと当時推計をいたしておりました本市の生ごみは、油を燃やして武雄のクリーンセンターで燃やす浪費をやめて、地球環境が叫ばれる昨今、農業に還元をするということから堆肥化構想を提言いたしまして、市長もそのことは基本的に受け入れられて、本市に横断的に執行部の中にプロジェクトチームが数年前に設立をされたというふうにお聞きいたしておりますが、その後の動きが全然見えてまいっておりません。今日の状態と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

最後に、有明海の異変と諫早干拓事業問題についてお尋ねをいたします。

ことしの4月14日で、いわゆるギロチン、ギロチンというふうには漁民の皆さんは言われておりますが、諫早湾に潮受け堤防が築造をされてということでは、丸6年が経過をいたしました。今日、西工区といわれる地域の前面堤防が着々と工事を進められておられて、今年度も70億円の費用が投じられておるそうですが、2,500億円余りの費用をかけて本工事が進められておるわけでありまして、平成18年度に完成を目指されております。

しかし、この事業は、農林水産省みずからが2001年に投資対効果の再調査をいたしましたけど、1を下回るということは投資効果が出ないということですね。0.83という数値をみずからが、施行者自体がはじき直しております。あるいは、客観的に市民レベルでアセスを行いました結果によりますと、0.3未満という数値もございまして。まさにこれは法律的にいくならば、土地改良法違反になっておるわけですね。投資対効果が1を超えない事業は、土地改良事業として採択をされないわけです。そういった意味では、事業半ばにして土地改良違反の投資対効果に陥ってしまっているということが、まず一つあります。

それから、農地造成だというふうにして進められてきましたけど、昭和40年代初頭から始

まった減反政策はとどまるどころを知らず、4割という減反が続いております。そういう中であって、世論をかわす意味で防災のための事業だというふうに切りかえられてまいっておりますが、防災効果が出ないということは、このギロチンが落とされた2年後に、9割の諫早市内の世帯に避難勧告命令が出されたら、これは諫早市制始まって2度目だんですけど、現場が実証をいたしておるといわけです。

あるいはアセスメントも、閉め切られた諫早湾内の漁業創出と周辺のごく限られた水域にしかこの影響は及ばないというふうにあセスは出されて、当鹿島の漁民の皆さんもそうかということで納得をされて事業が始まったわけですが、御承知のとおり、有明海の魚介類は御存じのとおりです。あるいは、まるで野菜畑ではないかと言われた年もございましたですね。黒いはずのノリが緑色に変色をしてしまった年が2001年でしたですね。タイラギ漁などでは、小長井の漁協では11年連続して出漁見合わせです。お隣の合併を予定しておる太良町につきましても、4年間休漁中です。それでもなお農林水産省は進められようとしておりますけど、唯一、長崎県民の推進世論があるというふうに言われておりますが、2000年に長崎県民世論調査、これは毎年、長崎県世論調査、他の事業でも行われておりますけど、諫干事業に対しては約7割の県民が消極的な回答を寄せているというふうな新聞記事に発表されたものもございます。

したがって、どういう角度から見てもこの諫干事業というのは、この間、ギロチン以降、いろんな調査研究、学者の調査研究が発表されてまいりましたけど、諫干事業と有明海の異変が無縁だという学者は一人もいらっしゃらない。主因関係にあるというふうに言われる学者ばかりです。農林水産省をもって、これに一つも反論をされてきた経過はございません。本市の場合は、シギ・チドリのネットワークにも加入をいただきました。あるいは、閉鎖性海域の役員も桑原市長はしていただいております。そして、本市の主要産業である水産業の盛んな都市の長として、この諫干に対する所信と、このままでいいじゃないかという態度をとられるのか、あるいは壊滅的な状態を決定づけるという、平成18年度までの間に執行部としての何らかのアクションを起こされようという考えをお持ちなのかについてお尋ねをして、1回目の質問といたします。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時46分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

16番議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、私の方から基本的なことをお話ししまして、あとは各部長、課長から御説明をいたします。

1 番目の桑原市政は鹿島市勢の活路をどこに置いているのかという中で、具体的な数字を上げての御指摘ですので、お答えしたいと思いますが、まず指標として、人口、それから市民所得、就業の機会、こういうふうなことで御指摘をいただきました。

人口は、確かに今減っておりますが、もう少し中身をですね、これは前回にも説明したと思います。人口の動向というのは社会動態と自然動態、これはもう皆さん方御存じのとおりであります。この社会動態を見てみますと、鹿島市にその年に入ってきた人と出た人の差、これはずっと、鹿島市に限らず全国の地方都市はすべてそうですが、出る数が多いございます。ただし、この割合の問題であります、昭和30年と平成11年の例を挙げて前回も説明したと思いますが、ちょうど後の市民所得も平成5年と平成11年ということですので、11年を基軸にとって考えてみますと、昭和30年、鹿島市制が6カ町村そろいましてからスタートをしたときにも、出る数と入る数の差はマイナス220人ぐらいです。平成11年もマイナス220人ぐらいなんですね。ずっとこう見てみますと、大まか出る数と入る数の差はマイナスそれぐらいで推移をしております。これはこれで、地方都市の宿命と言えれば宿命と言えなくもありません。

ただし、問題は出生ですね。生まれた数と死んだ数の差、これが先ほど調べましたが、昭和30年は死亡者が324人、生まれた数が744人、つまり死んだ人より生まれた人の数が420人多いんですね。出た数と入ってきた数の差がマイナス220、生まれた数と死んだ数の差がプラス420、こういう構図に昭和30年当時なっておりました。ところが、先ほど言いましたように、平成11年は社会動態の方は入る数より出る数が222人多い、これは大体それぐらいです。自然動態の生まれたのと死んだとの数が、平成11年は生まれた数より死んだ数が逆転してマイナス12人、つまり当時より408人生まれる数が減っているわけですね。

だから、社会動態の方のマイナス220人前後というのは大まか変わらない。そのかわり自然動態の方がマイナスが大きくなってきている。だから、社会動態というふうに、いみじくも動態に対して社会という名前をつけておりますように、鹿島市のいろんな社会的な要素による、要因による状況というのは大まか変わっていない。変わったのは出生率の低下だと、これは数字的にはっきり出ているわけでございます。

したがいまして、私はいろんな要因があるにしましても、少子化、これをどう歯どめをしていくか、市の政策の対応としては、ここにやっぱり大きな要因がありますので、対応をどうするかというふうに考えております。

それから、市民所得、純生産ということでは言われました。私、わずかに安心しましたのは、第2次産業と第3次産業、これは平成5年と11年を比べて、わずかですが、アップしている。問題は第1次産業ということでありまして、この第1次産業をちょっと担当に調べて

もらいまして、もう少し中身を見てみますと、第1次産業は農・林・水産があります。まず鹿島市から言いますと、農業がマイナス7.4%、林の方がマイナス62%、水産の方がマイナス47%。県の動向を見てみますと、平成5年と平成11年の比較ですけど、農業の方がマイナス20.2%、林の方がマイナス41.4%、水産の方がマイナス29.3%。つまり農業の方は、県全体の傾向としては生産額が約20%減っております。しかし、鹿島市は農業の方は7.4%の減少で済んでいると。問題は林業と水産業ということですが、確かに水産業の47%の落ち込みというのは大きいようですが、これは御存じのように、その年によって生産額が大きく違います。漁協関係者に聞いてみますと、鹿島市のノリ総生産額がその年に18億円ぐらいあればまあまあかなというような感触を持っておられるようでございます。20億円超せば豊作だと。しかし、この11年度という年は13億幾らと、いわば大不作でありまして、これはそういう水産業の性格であります。

したがって、農業が7.4%落ち込んでおりますが、佐賀県も農業立県だと言っておりますが、県全体20.2%ですので、これも全体から言うとまあまあ健闘している方じゃないかと、こういう感想をただいまの御指摘に対しまして持ちました。

それから、就業の機会ではありますが、これは確かに今非常に雇用状況というのは悪化をしております。ただ、鹿島の職安の今までの統計上、非常に指数が高かったというのは、御指摘のように、縫製事業が今不振であります。それからもう一つは、嬉野温泉等の旅館等の従業員からの求職というのが非常に高かったわけですし、ここが今非常に不振でありますので、こういうのも影響しているんじゃないかというふうに思います。ただし、基本的には、やっぱり鹿島市内の全体的な、足腰の強い雇用に対する会社側からの求人が高くないといけないということで、ここのところは私たちももっともっと努力が必要だというふうに思っております。そういう感想を直接的には持ちました。

鹿島市勢の活路ということですが、これは第4次総合計画に私は表現をしておるつもりであります。多くの市民の皆さんの意見も取り込みまして、あるいは議会の皆さんの意見も十分取り入れたつもりでありますし、鹿島市挙げてこの計画づくりをいたしました。しかも手づくりでいたしたところですが、この第4次総合計画を着実に実行していくと、このことが鹿島市の浮揚にもつながっていくんだというふうに思います。

このことにつきましては、この後、各部長から各部の鹿島市勢の活路というものに対して、第4次総合計画を中心に説明をいたすように打ち合わせをしておりますので、お聞きいただきたいと思っております。

それから、合併問題の市民の意向調査の件ですが、2市4町のときに参考意見でしたように、市民は合併に賛成であるというのが50.1%、これは申されたとおりであります。それで、この50.1%のほかの49.9%、50.1%は賛成、反対が49.9%じゃないんですね。これなら僅差ですから、いろんな今からの状況によって違ってくるでしょう。しかし、合併

そのものについては、反対は17.3%なんです。50.1対17.3と。だから、いわば3対1の割合になると思います。

これは、私ははっきりした傾向を見てとったつもりです。したがって、前回のようにならざるを全員を対象とした意向調査というものは考えておりません。ただし、この合併問題に限らず、いろんな政策についても住民の意向を知るといことは、私たち執行部も、議員諸兄も大切なことであるというふうに思うわけでありますので、どういうふうな意向を——意向を知るといことは大切ですので、その方法、あるいは手法についてはこれからいろいろ検討をしていくと、こういうことで御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、有明海の諫早湾干拓事業、これは今まで私の鹿島市長としてのスタンスは申し上げておりませんでした。もうはっきり中・長期にわたる開門調査を必ずやるべきだと、こういう考えでおります。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

市勢高揚のための活路という御質問に対しまして、市長から総合計画を中心に、各部の部長、それから教育次長がそれぞれ眼目なり中心点なりを述べるようにという指示を受けておりまして、まず総務部から第4次総合計画の第5章についてお話をさせていただきたいと思っております。

ここには、市民参加、それから情報化、地方分権、行財政改革をそれぞれ推進するということが掲載をされております。

まず、市民参加につきましてでございますが、政策立案の場面で、市民の意見とかアイデアを取り入れることが必要な局面は、その場その場で最大限の尊重をすべきであろうと思っております。

しかしながら、これと同時に、住民の方も何でも行政に頼るのではなく、自助努力でできるもの、行政にしかできないもの、この見きわめをしっかりとさせていただくことも大事ではないかというふうに考えております。そのための基礎となります行政情報の開示でありますとか、提供につきましては、今後とも力を入れていきたいと考えております。

それから、情報化についてでございますけれども、現在、行政における情報化といたしましては、総合行政ネットワーク、それから御存じの住基ネットワーク、それから税務、財務、ここの会計事務あたりが進行中でございます。それから、地域における情報化といたしましては、これも御存じの地域ケーブルテレビ、それから防災無線などで進行をさせております。

それで、情報化には、どうしても情報機器の整備が本質的に伴ってきまして、これには大きな財源が必要となります。ですから、この場面では、市民にとって本当に必要な事業であ

るのかどうなのか、ここの見きわめをつけて情報化事業の実施に当たりたいと考えております。

それから次の地方分権ですが、この推進に当たって、第4次総合計画では分権の受け皿づくり、それから広域連携、それと先ほどもありました市町村合併、これを三つの柱にしております。地方が権限を受けまして、その自治を独自性を持たせて発揮していくためには、職員の能力向上にあわせ、どうしても財源の移譲なり確保なりが不可欠だと考えております。

それから行財政改革、最後の項目ですが、現在実施中の行革大綱が今年度を最終年度としておりまして、これの評価と以降の計画をどうするのか、ここらあたりの検討が出てこようかと思っております。それから、これに伴いまして職員の政策形成能力の向上、それから必要な人員の配置、事務事業の取捨選択につきまして、今後とも努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、最後になりますけれども、具体的な質問で、人口フレームの4万人の達成プロセスということでの御質問でございましたが、第4次総合計画では平成22年を人口3万4,000人の横ばいないし現状維持ということで計画をいたしております。4万人は第3次総合計画ではなかったろうかというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

矢野市民部長。

○市民部長（矢野 正君）

私の方からは市民部のカテゴリーについてお答えを申し上げます。

ここは、他のセクションと違いまして、非常に間口が広く奥行きも深い、五つの諸課にわたる広範な部分でございます。もちろん、先ほどありました職員が手づくりで作り上げた第4次総合計画、ここにのっとりまして各種施策の推進を図っている、こういう状況下でございます。特に、都市像として掲げております「人が輝くまち鹿島」、そのうちの具体方策として「だれもが安心して暮らせる心豊かな福祉都市」、ここを目指しているわけでございます。

その基本施策の大綱の一つといたしまして、「福祉のところでみんなが支え合うまちづくり」、これが社会福祉の整備という観点でございます。その中で、基本計画の施策の具体項目、これらは基本的に福祉六法と言われております老人、身障、母子、児童、生活保護、知的障害者、ここらと含めて保健、医療、年金、ここらの九つのアイテムにより事業推進を図っている、こういう状況でございます。

ただ、御承知のとおり、こういったかつてない長引く不況、さらには厳しい社会経済情勢、ここらに市民部の各セクションはいろんな形で敏感に反応を示してまいります。

まずは住民の申請者の方の非常に深刻な問題、あるいは来訪者の数の増大、ここは各部門全部、1階のライン分は相当な数に上っています。さらに、その申請のコンテンツは深刻を

極めておりまして、生活の奥底に触れる部分、こういった部分ではまさにビビッドな訴えが非常に増大をしている。勢い職員1人の対応する時間というのは1時間前後にわたっていく。結局、この前も平尾課長の方が答弁をいたしましたとおり、国民健康保険においても、あるいは福祉においても、現在の職員体制でいいのかというのは切実な思いがございます。

特徴的に、国民健康保険につきましては、制度改正を10月に行った後に爆発的な件数でございます。そういった中で、職員の健康状態も確かに心配をされておりますが、実は国は公務員制度改革、あるいは行革大綱の中で、当市は既に前倒しで人員を削減したにもかかわらず、国を通じて、市町村課はまだ人員を削減しなさいというような部分があるようでございますが、時折しも古川知事が誕生されまして、今、公約でありマニフェストの実行に移されました。特に、現場主義を貫くとおっしゃっています。素晴らしいことだと思っております。ならば、こういった市町村行政のライン部門にもぜひ目を向けていただいて、時折お訴えもいただきたいと、このようにお願いするところでもございます。

税の関係につきましても、もろにこういった不況の部分が出てきまして、筆舌に尽くしがたい苦勞をしながらも、今回もまた部課長クラスによる税の徴収で協力をいただきました。あるいは、市民部全体による夜間徴収も奔走いたしましたところでございます。

福祉の関係につきましても、今盛んにパラサイトシングルという言葉がマスコミをにぎわせています。少子・高齢化、晩婚化と言われていますが、このパラサイトシングルは、直訳すれば寄生独身族、つまりは豊かな生活力のある両親、親によりどころを見出しながら気ままな生活を送る若者だと言われていますが、ここで心配なのは、結婚はもういつでもいい、そう急がないと、こういった風潮がある、いわゆる結婚アパシーという現象が非常に心配をされます。

晩婚化の問題もそうでありまして、少子化にどうして歯どめをかけていくのか、深刻な悩みで、原課としてもいろんな模索を続けているところでございます。特に、放課後児童対策では、今年度から浜小学校に増設をいたしました。そういった環境づくり、条件整備づくり、ここらが私ども行政に課せられた課題だと、このように考えているところでございます。

市民部の各課長には、こういう厳しいときだからこそ住民サービスの低下を来さないように、あるいは住民の目線に立った立場ということで、大変な配慮をいただいているところでございます。

高齢化につきましても、実に23.12%に達しました。国が18.5%、県が21.4%ですので、より高率に今は進んでおります。確かに、日本は今、長寿王国だというふうに言われておりますが、そのコンテンツは、虚弱あり、寝たきりありと心配な分もございます。これからは、いかに健やかに老いていくのか、あるいはいかに美しく老いていくのか、ここらがすべての方に問われている、こういう現状じゃないかというふうに思っていますし、同時に、こうい

う厳しいシチュエーションの中でこそ、私どもプロ職員としての資質、リーダーたり得る資質を高めていく、このことも大事だろうと思います。

総務課の方では、それぞれ職員のステータスをもとにカリキュラムを設定いたしておりますが、私自身はリーダーたり得る条件というのは三つほどあるというふうに自分で整理をしています。

そこで、最初は感性であると思います。二つ目に理念であると思います。三つ目に歴史観であります。歴史観がないと理念が生まれてこない。理念が生まれてこないと……（「議長、私の質問に対する答弁になってませんよ」と呼ぶ者あり）そのように考えておりますし、このことをよく自分自身も知っておく必要があるかと思っております。

このことで、手づくりで仕上げました第4次総合計画、「人が輝くまち鹿島」、その大いなる田舎づくりの中で、その推進をすることこそが私ども行政に課せられた住民に対する最大の責務だろうと、このように思っておりますし、今後ともなお一層の御支援を賜りたいと、このように考えるところであります。

○議長（小池幸照君）

執行部にお願いいたします。答弁は簡潔、並びに質問者に対する答えをお願いいたしたいと思えます。（「市勢の活路をどこに置いているかですから、総合計画の説明は必要ないんですよ。一般事務の今の行政の流れというのはある程度わかっていますから」「いやいや、市勢の活路をどこに求めるかでしておるんです」と呼ぶ者あり）

ちょっと暫時休憩いたします。

午後 1 時 23 分 休憩

午後 1 時 25 分 再開

○議長（小池幸照君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の答弁を求めます。山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

16番議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

農林水産業、要するに1次産業の所得についてということでございますが、ある程度具体的に私たちが進めている分が出てまいりと思いますので、その点は御容赦いただきたいと思います。

まず、農林水産業につきましては鹿島市の基幹産業としてとらえておりますし、特に農業面では、生産基盤の整備を初めいろんな事業を実施しておるところでございます。そういう中で、主産物につきましては、秋からのトマト、あるいはイチゴの好調に続きまして、タマネギが他産地の不調に、また鹿島市内での生産調整の成果も加わりまして、わせ種から高値続きとなっております。

また、ハウスミカンにつきましては、先般、光センサー導入による成果があらわれたということで、品質保証という絶対効果もあり、高値で取引がされて所得に反映をしている状況でございます。

鹿島市の農業の将来を担っていただく後継者の育成、あるいは認定農家や新規就農者の発掘、育成とともに、多くの方が意欲的に就業できる産業として発展できるように、また所得の向上につながるための支援や助言をJA等と連携し、効果的な対策を進めているところでございます。

ただ、1次産業の所得につきましては、豊作、不作、また市場原理により左右されるものが多くございます。今日の経済情勢が大きく影響しておりますが、やはり外的、内的、あるいは天候に左右されない足腰の強い農林水産業の確立が第一と考えております。今後も農林水産業者や関係機関、団体と連携し、所得向上等に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、林業でございますが、先ほど市長の方からも話がありましたけど、そのほかの原因といたしましては、戦前、戦後に植林されました針葉樹林がちょうど伐採期に入っているということと、それから県内産の消費が滞っている、そういうふうな関係で、どうしても林業の方では伸びが悪いという状況の中でございます。

ただ、現在では、森を守る交付金事業とか、あるいは海の森事業など、水源涵養林の整備を中心としたものに取り組んでおります。そして、針葉樹林等の伐採後には広葉樹や照葉樹の植栽を奨励し、森の持つ特性を生かす方向で進めていかなければならないという考えでございます。

なお、多良岳、経ヶ岳一帯の優良材を多良岳材としてブランド化しようという鹿島・藤津林政協議会の中での話でございますので、今後は地域木材の利用拡大について推進をしていきたいと思っております。

漁業では、宝の海有明海の異変は、海に生きる人たちに大きなダメージを与えております。幸いに、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律が施行されましたので、これを受けた取り組みを進めてまいりたいと思っておりますし、稚エビ、あるいは稚貝、稚魚の放流事業による水産資源の再生にポイントを置くとともに、ナルトビエイなどの有害種については駆除するとともに、これを食料資源として活用できないかなど、そういう面の研究も進めております。そういう中で、海底、海水環境の浄化や水産資源再生の特効薬とまではならないかと思いますが、そういう面で漁業者の所得の向上につながる事業として、漁協等と連携をしながら進めているところでございます。

鹿島市の商工業、観光についてでございますが、工場誘致につきましては、先般、市長の方からもありましたけど、土地代への資本投資というのが非常に困難であるという理由が多くございます。最近では、土地、施設リースとか賃貸という形での質問なり、あるいは産業

廃棄物処分場は近くにあるかなど、そういう状況でもございます。幸いに、光ケーブルの施設や県の産業廃棄物処分場が唐津に建設されることになりましたので、そういう条件がそろうという中で、谷田工場団地についても引き合いが出てくるものと推測しております。

そこで、施設のリースや土地の賃貸について、県とか他市のように当市においても研究を進めてまいりたいと、そういう中で誘致ができれば、また雇用の促進にもつながっていくんじゃないかと考えております。

今日の車社会では、郊外大型店やコンビニエンスストアなどでの消費が主流と言われており、既存の商店街は困難な傾向にあります。その中で、スカイロードやさくら通りの整備は、各商店街の自発的な意欲と努力の中で着実に進んでおります。TMOや市の施策と一体となって、商業の活路を見出してまいりたいと思います。

また、207号バイパスが開通することによりまして、その周辺ではいろいろな動きも出てくると思いますが、15年3月に農用地利活用基本計画を策定しましたので、こういう面についても都市計画マスタープランとの整合性を図りながら、バイパス沿線の市街化形成について対応していきたいと思っております。

先ほどありました大型閉鎖店ヴィータにつきましても、立地条件等につきましては非常にいいという考えを持っておりますので、その面でもまた引き合い等も出てくるものと考えております。

それから、鹿島市の商業ビジョンでございますけど、駅周辺、新町、御神松ニュータウンなど、都市機能の充実と連携をしながら、中心街の空き店舗対策、あるいは北鹿島地区、門前、浜町における商店街づくり、さらに都市周辺については、自然環境に配慮したまちづくりについて、関係機関等と協力の中で進めてまいりたいと考えております。

雇用につきましても、今日の経済情勢が、企業倒産等による失業というのが非常に大きく影響しております。経済回復による消費や公共事業等の一日も早い好転を願いながら、この苦境を乗り切られるように対応を考えていかなければならないと、そういうふうに思っております。

ちなみに、緊急雇用創出基金事業では、14年度に30人、15年度で29人、それから今回お願いいたします補正で23人の新規雇用を計画いたしておるところでございます。

観光面につきましては、祐徳神社、あるいは酒蔵通り、歴史的、あるいは文化財をメインに、また1次産業との連携によるグリーンツーリズム、あるいはブルーツーリズムなど、民と官が一体となった取り組みが必要でございます。そういう中で、海、山、歴史文化、見る、体験する、食する、そして発酵文化など、市内の豊富な資源を有効に生かすために、観光協会等と連携の中で、また市町村合併を視野に入れたものを模索してまいりたいと考えております。

それから、ヴィータについての質問でございますが、閉鎖をされましてから数年が経過を

しております。市民の多くが関心を寄せられている状況でございます。議員が心配されますように、鹿島市の北の玄関口でもあり、今回、国道 207号バイパスも開通し、いやが上にも目立つ存在であることには間違いございません。では、市はどう対応しているのかということでございますが、現段階では特別な対応はいたしておりません。いろいろ諸事情があるということで、行政が関与できない、踏み込めない状況にもあるということでございますので、今現在は静観をしているところでございます。ただ、直接の引き合いはあっているという情報は入っております。

それから、今後は 207号の開通に伴って、あの沿線は大きく変わっていくものと観測をしております。今後はいろんな店舗等の出店も考えられ、ヴィータ用地は特に位置的にもよい場所であり、引き合いも出てくるものと思われれます。今後とも商工会等と連携し、行政としてできることについてはいろんな面で対応を考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

鹿島市勢の活路をどこに置いているのかということで、建設環境部としてのお答えを申し上げます。

第4次鹿島市総合計画の実現に向けては、なくてはならないものがございます。それは人材の育成、それから人の活性化とっております。このことは、ただいま議員の御質問にございましたように、就業機会、あるいは市民の所得、こういうものにつながってくるのではなかろうかと思っております。

そういうことで、建設環境部というよりも鹿島市全体の問題ということでもございましたが、あの一昨年のお忌まわしい不祥事につきましては、市長も申されておりますようにネバーフォーゲット、あのことは決して忘れないと、この言葉を合い言葉に、風化させることなく、鹿島市政の信頼回復とともに職務に専念してきたところでございます。

また、本年度は多くの新規採用の職員がございまして、各課に配属になっておりますが、昔から鉄は熱いうちに打てというような言葉がございまして、これはいい意味での、鉄は真っ赤に焼けてやわらかいうちに打てば、いろいろな形につくり上げられるというような、人間も若いうちに教育をし、鍛えるべきであるというようないい意味での例えでございます。そのようなことで、部内一同このようなスタンスで今現在頑張っているところでもございます。

また、ベテランの職員につきましては、時がたちますと最初のころの決意等はどこかに置き去りにいたしまして、思い出すことさえ忘れることもございますので、初心忘れるべからず、原点に返るという言葉もございまして、一度立ちどまりながら今まで歩んできた道を

振り返り、自分自身の身の回りを、あるいは足元をじっくり見て、また前進することも必要であると、そのように思います。このことが第4次鹿島市総合計画のメインテーマにつながるのではなかろうかと信じております。

そこで、「人が輝くまち鹿島」の具現化というような……

○議長（小池幸照君）

答弁は簡明にお願いいたします。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）続

はい。でございますので、いろいろな施策をいたしておるところでございます。

特に、鹿島市は山や川、そして海と自然、こういうものが恵まれておりますので、そういうものを使いながら市の運営に携わってまいりたいと思います。

それから、特に本市は市街地の道路公園、公共等の施設、そういうのもございますので、それにも着目をしながら進んでまいりたいと思います。特に、自然、あるいは伝統、文化、大いなる田舎ということにもつながっていくではなかろうかと、そういうふうに思います。現在、浜町の周辺などの町並み環境整備も行っているところでございます。

また、本市におきましては、公共用水域の水質の保全、生活環境の改善と降雨によります浸水や湛水の被害も防ぐということで、公共下水道等にも取り組んでいるところでございます。

それから、住みよいまち、自然、鹿島、これをテーマにいたしまして、鹿島市の住まい、まちづくりの目標を定め、取り組むべきことを設定しながら現在推進をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

私の方からは、16番議員の4点目、生ごみ堆肥化構想のその後ということで、1点目は今日の取り組み状況、それから2点目の今後の見通しというようなことについてお答えいたしたいと思いますが、まず質問の中で、生ごみの量につきまして2,900トンとおっしゃられましたけれども、私たちがとらえております数値といたしましては、平成5年から13年までの平均として約1,300トンを認識しているところでございます。

第4次総合計画に基づきます生ごみ、農畜産廃棄物の堆肥化につきましては、平成13年の8月から農林水産課の方と一緒にしまして堆肥化検討会というのを発足いたしました。今現在、5回開催をいたしております。この検討会の問題点、それから農家サイドの意見等を検討いたしておるところでございます。

生ごみと混合する農業残渣、また畜産し尿等の量の確保などにつきましては、例えば、農

業残渣につきましては、タマネギ、ミカン等の選果場の選別残渣等が考えられると思います。タマネギにつきましては、ことしは高値というようなことで、毎年どのくらいの量が確保できるかというのは、価格によって若干変動する要素があるんじゃないかというようなことも考えられると思っております。

それから、畜産し尿等につきましても、規模の大きい農家では自家処理をされているというようなことで、混合できる量といたしましては、小規模農家等でどのくらい量があるのかといったことで、まだ実態数としてはとらえておりません。

畜産堆肥につきましては、土地利用型に多く使用されている状況にあると聞いております。やはりいい肥料をつくらないと使ってもらえないというようなことがございまして、いずれにいたしましても、使う側の農家の方の御理解をいただかないと、受け皿としての何と申しますか、つくる側が使っていただくためにどういった肥料をつくるのか、つくるだけで使っただけないとどうしても問題があるというようなことで、そうすると、今申しましたように、どういったものをまぜると成分的にはどうなるのか、そういった使う側の堆肥に対する不安とか疑問とかが多々あるようでございます。受け皿としての農家サイドの御理解と認識を深める必要がありまして、現在のところまだ結論までには至っていないというような状況でございます。

今後の取り組みといたしましても、堆肥化プランと構想の実現につきましては関係機関等の協力、それから市民の皆さんの理解や協力が必要不可欠だというようなことで、今後も引き続き、鹿島にどういった方式が合うのか、そういう見合った方式を見出すべく、今後も研究、検討していきたいと考えております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

丁重過ぎるぐらい丁重な御答弁をいただいたと思いますが、私の質問のやり方が問題なのかもわからんという、片方では反省をいたしますが、質問の趣旨を私が冒頭申し上げて、そのねらいというのは執行部としてもとらえられておるといふふうに思うんですね。事務的な答弁を延々とやられて、これだけの貴重な時間を割いて議会で議論をやっておるわけですので、そういった点は私自身も反省をいたしますし、執行部としても、やっぱり質問の一番のポイントとなっているところをもう少しつかんで答弁をいただければ、議論がもっと深まるんじゃないかというふうに思います。

逐次、今答弁をいただいたことについての私なりの再質問といえますか、見解等を述べながら2回目の質問に入りたいと思いますが、質問の中には非常に気になるような答弁もありましたけれども、それを一つ一つ取り上げれば、それこそ質問の骨格が崩れますので、できるだけそれは割愛をしたいと思っております。

まず1番目の活路の問題ですが、これは私が、総合計画の「4万人」というのは「3万4,000人」の、明らかにこれはミスマッチというのですか、原稿には「3万4,000人」と書いておりますけど、読み上げ方が間違っておりましたので、あしからずこれは訂正をいたしておきたいというふうに思います。

ただ、今市長が冒頭答弁をされましたけど、人口のとらえ方の問題で、今そらされましたが、社会動態と自然動態があると。本市の場合は、社会動態はほとんど変化がなくて、自然動態の変化が大きいんだと、そういう趣旨の発言をされましたけど、人口の動態というのを、その区分けの仕方はわかりますが、私が申し上げておる人口の減少を数値で示しましたものは、その年度年度の人口、現に鹿島に何人定住されているかと、戸籍に登録をされておられる方の人口数を毎年度追うていけば、こういうふうな数字になるというふうなことを申し上げたわけであって、その数値そのものは変えようがない数字だろうと思うんですね。そうでしょう。だから、平成元年の3万5,159人から年々数十人規模から100数十人規模のペースで、1年とて減る年はあるけれどもふえた年はないという結果として、現在の平成15年に至るまでの間に1,511人減ったという事実は変わらないと思うんですね。ということは、何をこの数字は示しているかといえば、鹿島に活力があって、雇用もあって、産業もそこで生きるといふことであれば、当然そこには人が張りつきますですね。逆のことになっておるんではないかということをお尋ねしておるんですね。

全国的に少子・高齢化が進んでおるといふ流れはありはしますけれども、県の減り方からしてテンポが大き過ぎるのではないかということに対して、どうこれを食いとめ、22年の基本計画に沿った3万4,000人の人口達成に近づけていくのかということをお尋ねしておるわけがあります。

それから、雇用の関係でございますが、今、山口部長は雇用創出策を——ちょっと数字をメモし切れませんでしたけど、20数名という数値を示されました。これは私が先ほど申し上げた、県のこの6月議会で補正をされたですね、この事業を本市が実施する分について、全種を集約すればその程度の数になるということをお尋ねされたと思いますけど、私が問うておるのは、それに講じて鹿島独自として雇用政策を、雇用を生み出す事業展開というのをお尋ねしているのかということをお尋ねいたしたわけでありまして。

それから、有効求人倍率が、確かに市長が言われるようにサービス業とか、あるいは縫製を初めとする繊維業界が不況に入っておるといふことで、求人倍率の状態が、県下で最も高いランクにあった鹿島の職業安定所の状態が県下の平均水準を下回ったといふのは、やっぱり大きな特色を示しているということをお尋ねしておるわけですね。その分析をお尋ねしたことを市長はそのままオウム返しに言われただけであって、そうした雇用環境の中で、どういうスタンスを持ってこの問題をとらえて対処しようとお尋ねしておるのか。もう一つ発展的に言えば、企業誘致とか直接賃金で雇用される就労の場を維持拡大していくという考え方

ですね、これも一つ据わっておきます。据わってはおりますけど、片方では農業人口が非常に鹿島の場合が多いですね。離農、あるいは農業で飯を食っていけないと、そういう観点からは農林水産業、第1次産業で抱えている雇用吸収力といいますか、雇用の面で私は、農業問題にしても、林業にしても、水産業についても、大変大きな役割、貢献を果たしているというのが本市の状態ではないかということをお願いしておるわけです。そういった点で農業政策が、国、県の奨励施策をまじめに実行されるというのはいいけれども、本市固有の、これだけの農業を基盤とする都市としての施策があってもしかるべきではないかという点を、活路の面でお尋ねをいたしておるわけです。

ちょっと去年が、私は佐賀県の市町村ハンドブックをもらっておりませんでしたので、去年のやつじゃございませんけど、それ以前のをずっと見てみましても、佐賀県の市町村いろいろベスト5というのを見てみますと、農業粗生産は、これは11年度のデータですけど、鹿島市は5位に入っています。1位は伊万里市です。農業粗生産、伊万里市が10,280,000千円、唐津市が9,060,000千円、佐賀市が7,030,000千円、白石町が同じく7,030,000千円、鹿島市が6,510,000千円ですよ。ということで、農業粗生産というのは佐賀県の中でも鹿島市は非常に多いものがあります。

それから、農業者の就業人口を見てみましても、佐賀県の平均で、農業就業人口の構成比は県内で11.5%です。100人で11人余りが農業の従事者ですよ。全国は5.0ですから少のうございしますが、佐賀市が3.5%です。佐賀市は非常に少ないですね、全国平均よりも低い。農業といいますか、今の数値は第1次産業です。それから武雄市が9.4%、多久市が12%、多久市は比較的大きいです。それから、粗生産の一番大きかった伊万里市ですら13%ですよ。本市の場合は18%です。非常に就業人口も多いという点では、農林水産業が支えておる雇用の面からの貢献度というのも大きいんですね。そういった意味では、農業ばかり補助金とか、農業の施策を我々がここで突くという理由は、やっぱりそこら辺も要素があるんですね。

各産業のバランスのとれた施策の展開というのはありますけど、農業の果たしている本市での役割の大きさというのは、就業の面からも市民所得の面からも大変大きな役割を果たしているということを言いたいわけです。そういった点で、私は今回の質問では、鹿島の活路は第1次産業が発展することによって、第2次産業がそれに関連をして発展していくという構造だろうと思うんです、基本的に。そこを私は確認した上で、市長の新たな決意があればお尋ねをしたいというのがまず第一の質問の趣旨であったわけです。そういう質問に対して、ただいまのような御答弁でございます。若干そういった意味では残念さを残すわけです。

それから雇用面は、確かに今言われるように、縫製とか旅館業等のサービス業が低下しているからという説明はされるけど、それにかわるものが、私から言えば農業の立て直しというのは大変大きな役割もあるし、ただいま言いますように緊急課題としては、県がやってお

られることをここで下敷きで、焼き写しではなくて、本市としても考える余地を持たれないのかという点でのお尋ねでございます。

それから、ちょっと山口部長の今の答弁に関連して、この機会は重要な機会だろうと思えますので申し上げておきますが、207号バイパスの完成に伴って、あの沿線に農振地がありますね。今のお話では、農振除外を考えておるように聞こえました。

一般の建設環境委員会の中で、私はそのことについて尋ねましたけど、農業委員会の答弁としては、農業の育成強化という観点から、それはまかりならぬという立場をとっておられるんですね。ここら辺は鹿島市として部局で見解が違います。ここら辺をどういうふうに整理をされるのか。

恐らく都市計画審議会、その他に今後諮られる可能性があるのかなという気もいたしますけれども、若干懸念材料のような発言が今あります。というのは、鹿島のまちにあれだけ投資をして整備がされてますですね。それで、一方では空洞化が進んでおるわけですが、そうしたインフラの整備によって、それを加速させることになるということは、中心商店街にあれだけ投じたことに対する、投資対効果というものにマイナスの引力を働かせるという意味もそこにあるんですね。そうした総合的な観点から、今のような答弁だけで果たして済むのかなという気がいたしますので、この際今の答弁に対してつけ加えて、改めてそのことについてお答えをいただいております。

時間が20分までということで、今メモ紙が入りました。答弁もいただかなければなりませんので……（発言する者あり）えっ、11分まで。そいぎもうなかやんね。部長さんの長々と答弁してくんさったけんですね。

合併問題については何らかの形で聞きたいということを最後市長はつけ加えられたと思えますので、一応割愛をいたします。また機会があれば出させていただきます。

それから、ヴィータへの対応ですね。一言で言って、ただいまの答弁は流れ任せというか、それ以外今のところは手の打ちがないような感触を持って承りましたけど、207号バイパスが開通すれば、立地条件がよくなって引き合いが出てくるのではないかという楽観的な見通しを示されましたけど、私はそう簡単なものではないと思います。何らかの鹿島市としての動き、見える動きをしていただきたいというふうに考えますので、これ御答弁がさらにあればお願いをいたしますし、なければとりあえずこの場では要望にさせていただきます。

それから、生ごみの堆肥化構想に関してですが、これは全然従来の域を超えない答弁にとどまっています。堆肥が生産をされて、一体どれだけ需要があるのかというのは、3年前から同じ答弁ばかりですよ。実際調査をされたんですか。需要意向調査とか、あるいは優良堆肥ができるのかという疑問をまだ持っておられるんですね。畜ふんの実態調査もまだしていないと言われます。農業残渣がどれくらいとれるか、それは確かにその年のでき、不作で変わってはきますよ、それは変動はあります。同じようなことを何遍でも答弁を——これは藤

家課長だから言っているわけじゃないですよ。従来の課長もそういうふうに答弁をされてきました。

申し上げておきますけど、山形県の長井市では、もう既にこれスタートして、これは平成8年にプラントができ上がっておりますけれども、平成11年には農林水産大臣賞、環境保全型農業推進コンクール、同じ年に自治体環境グランプリなどの受賞もされるぐらい先進的にやっておられますけど、条件は一つも変わらないと思うんです。本市の自治体規模とほとんど変わりません、産業構造もですね。

先ほど私「2,900トン」と申し上げましたけど、これは多分ごみの総量だろうと思います、私が発言したのは。長井市は生ごみが1,255トンです。畜ふんが488トン、もみ殻を424トン、それをブレンドして2,171トンの生ものを発酵させて、約600トンの堆肥ができて、優良な堆肥だそうです。それで、地域循環型の地産地消の農産物の流通体制が確立をしているという、そういう先例的なところもあるんですね。今までそういった先例地の視察をされたのかどうなのか、その足音もあんまりうかがえないような気がしますけれども、同じような答弁をこの場で何年たっても繰り返されるようなプロジェクトなら、つくらなりました。私はそういうふうに申し上げたいですよ。

また、しかるべきときには、近いうちに質問を申し上げますので、同じ答弁にならないように努力をお願いしたいというふうに思います。

それでは最後に、有明海異変問題、初めて市長は中・長期開門調査を行うべきだという見解を述べられました。これはもう既に、市民の公開アンケートによっても古川知事はそうした答弁をされておりますし、そのためにみずから動くべき機会をうかがっておられるというような状態になっておりますので、有明海を有する鹿島の市長として、ぜひともそうした方向で運動をしていただくようお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、中・長期開門調査が目的なわけではなくて、あそこに広大な干潟をシャットアウトされたことによって潮流調整が変わったという、この原因を解消するというのが一番大切なポイントだろうというふうに思いますので、関係部署においても、しっかりひとつ勉強していただいて、本市の海産行政に誤りなき態度だけは少なくともとっていただくようお願いを申し上げたいというふうに思います。

終わりに、一言だけ有明海異変問題でお尋ねを申し上げますが、諫早干拓事業の問題を今私はここで取り上げておりますが、諫早干拓事業は流末ダムというとらえ方もあるんですね。河川の流末のダムというとらえ方もあるんです。そういった意味では、中木庭ダムは多目的ダムとして建設が進められて、既に完成の日程まで入っておりますけれども、ダム寿命の100年、これは一般的に100年と言われております。コンクリート寿命からいけば50年と言われております。あるいは平均的に堆砂、要するにダムの中にずっと砂がたまって、ダムとしての機能をなくす、そういう意味では80年という言い方もいろいろありますけど、

例えば、中木庭ダムの寿命の 100年、それと有明海の百年の計とをてんびんにかけた場合に、果たしてどうなのかという疑問を私は最近持ちかけたんです。

この点については、もう時間がございませんので、少し理論的な私も準備をいたしてはきておりましたが、この点でもう終わらないと次の方に御迷惑をかけるということになりますので、その件についての市長の所見を賜っておきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

あと五、六分ですので、ポイントだけお答えしますが、まず鹿島市勢の活路をどこに置いているのかという通告でしたので、打ち合わせのときに、私が基本的な考え方を言うから、各部長がそれぞれの部署で、これについてどう考えているかを考えて発表してくれと、こういうふうなことで我々は打ち合わせをしましたので、通告の段階でもう少しわかれば、この意味はこういうことなんだということをはっきり言っておいてもらえば、また対応の仕方もございます。通告というのは、やはりできるだけ詳しく書いていただいていた方が我々は用意ができます。（「それは市長に私が尋ねると書いているでしょう、通告書は。これは行政の事務の答弁じゃないんですよ。市長の政治的答弁なんですよ」と呼ぶ者あり）通告に市長、担当部長、担当課長と書いてありますので。（「いや、質問の項目を見ればそういうことでしょう」と呼ぶ者あり）いやいや、その段階では中身はわからないわけですから。

そういうことで、そのとき急に言われても、ちょっと用意していない部分とかありますので、できるだけ通告は具体的にさせていただければ、私たちもできるだけ懇切丁寧に答えることができますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、人口の問題であります。私が言いましたのは、人口減は人口減なんです。その中身を言いました。自然動態と社会動態というふうなことを言ったつもりです。その説明をしたつもりであります。

それから、第1次産業、第2次産業、第3次産業で、特に第1次産業というのが鹿島市の経済の基礎、基本になっているんだと、これは私も全くそのように思っております。したがって、第1次産業面だけとらえれば、確かに全体の生産額からいいますと非常に少ない。しかし、そういう観点を私も当然持ち合わせておりますので、そういう意味におきましても、第1次産業というのは大事だということで今後もやってまいりたいというふうに思っております。

それから、207号の中村地区、これについては用途の見直しというものを今年度にするつもりです。その中で207号バイパス沿いの、特に中村地区についてはテーマに掲げまして、

都市計画審議会、あるいは農業委員会、こういうところに諮ってまいりたいというふうに思っております。

それから、ヴィータの問題ですが、これはもう谷口議員も中身のことは御存じの上言われておると思いますので、私もそれを前提にしてお答えをしますが、非常に中身がちょっと入り組んでおりまして、現時点で市として積極的に介入するという気持ちはございません。

それから、生ごみの堆肥化構想であります。これはもう何遍も申し上げておりますが、確かに議員の御指摘もわかります。やはりこれは行政と農業と生産者と生活者、こういうものがぴしっと組み合わせができないとできない問題でありまして、実は担当の方に言いまして、農協の方にも、生ごみという限定したものではございませんが、オーガニックという視点からとらえた専門の部局なり係をですね、ぜひ要員を置いてくださいと。そして、そこと連携を組ませてくださいということをお願いしておりますが、まだ現時点ではその段階に行っていないようですので、そういうところも一つの切り口にしてまいりたいというふうに思っております。

それから、諫早干拓の問題であります。流末ダムということですが、中木庭ダムにつきましては、いろんな一つの大規模のプロジェクトをやりますと、いい面、悪い面あると思います。そういうものを勘案して、やはり中木庭ダムについてはこのまま遂行をしていただくというスタンスで県の方にもお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

以上で16番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 10 分 休憩

午後 2 時 20 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番水頭喜弘でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大きく3点にわたって質問をしてみたいと思います。

第1が教育問題、大きい2番が地域通貨について、3番、生活に密着した道路整備について、この3点について質問をしてみたいと思います。

まず第1点、教育問題についてですけれども、教育問題は小さく3点、読書運動の推進について、カラー（色覚）バリアフリー対策の確立について、3番が学校環境衛生基準の改定についてです。

まず、読書運動の推進について、これは以前から何回も取り上げてきた問題でございます

けれども、再度質問をさせていただきます。

平成14年度より、学校完全週5日制のもとで新学習要領が全面実施され、1年以上が過ぎました。第4次総合計画の中に、完全週5日制の実施に伴い、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校との三者の連携による学校教育の充実に努めることが必要です。そして、国際化、情報化及び地球環境問題などの社会情勢の変化に対応できる人材育成のための各種施策や、語学教育などの専門家による指導が望まれると言われております。

その中で、読書活動の推進への取り組みは、時宜にかなった重点政策であると考えます。子供が健やかに成長し、豊かな心を育てるために、すべての学校が読書活動の推進に取り組むことが大事ではないでしょうか。

例えば、昨年から議会で取り上げてきた朝の読書運動ですが、10分間運動は定着しつつあります。朝の読書効果として、落ちついた雰囲気の中で生活のスタートができます。授業への集中度が高まった、読書習慣や読書が好きな子がふえたなどの好影響が報告されております。また、週一、二回の読書タイム、保護者や上級生、ボランティアなどによる読み聞かせを実施している特色ある学校は全国的にふえつつあります。

かつて、来日されたローラ・アメリカ大統領夫人は、東京都の小学校を訪問、小学校教師と図書館司書の経験がある夫人は、子供たちにみずから絵本を読み聞かせました。2年生の25人の児童の前に、人まねが好きな猿が引き起こす騒動を描いた米国の人気絵本、「ひとまねこざるときいろいぼうし」を感情を込めてゆっくり読み聞かせると、児童たちは食い入るように聞いていました。夫人は、子供の読書運動に読み聞かせの大切さを強調されておられました。子供の活字離れ、読書離れと言われておりますが、豊かな感受性を持つ小さな泉が良書にめぐり会って感動しないはずがありません。要は、読書の楽しさを知る環境づくりに大人の側がせっせと努力しているかどうかであると思えます。

私はブックスタートの提言をしてまいりましたが、そこで教育長にお尋ねいたします。学校における読書運動の推進に、朝の読書や読み聞かせ運動を今後どのように推進していくお考えでしょうか。

さて、国も総合的な学習の時間において、多様な教育活動を展開していくために、学校図書館を充実していく必要があると言っております。政府は子供の読書運動を推進していくため、学校図書館図書資料の整備に平成14年度から5年間で毎年130億円、総額650億円を交付税措置とし、学校図書館図書資料の整備を図ることとしていますが、本市としてどのように取り組んできたのか、今後どのように整備していくお考えなのか、お尋ねいたします。

次に、第2のカラー（色覚）バリアフリー対策の確立について。

充電中はLED（発光ダイオード）のランプが赤いが、充電が完了すると緑に変わる、電気製品の説明書でよく見かける説明です。私たちの日常必需品ともなっている携帯電話もその一つで、何日に一回か充電をしていますが、充電中は赤色で、完了したら緑色に変わります。

す。しかし、その変化がわからない人たちもいます。色覚異常の人たちであり、日本に 300 万人以上いると言われております。各種印刷・出版物、広告・掲示物、ポスター・チラシのほか、インターネットのホームページなどもカラフルになり、色のはんらんが顕著であります。そうした中、色で伝える情報などに対しても不自由なく暮らせる社会をつくろうという、カラーバリアフリー社会確立への主張が注目され、一部自治体では具体的な取り組みが始まっております。

色覚障害を持つ人は、日本人が多くを占める黄色人では、男性の 5%、20人に 1人、また白人男性では約 8%、黒人男性では 4%が赤や緑のまじった特定の範囲の色について差を感じにくいという色覚特性を持っていると言われております。これは、平成12年度版障害者白書の中の総務省の調査でございます。

色覚障害は遺伝による先天性のものがほとんどです。先天色覚異常は全色盲、赤緑色覚異常、青黄色覚異常とに分かれておりますが、その大部分を占めるのが赤緑色覚異常です。日本人女性でも約 0.2%、500人に 1人が同様の色覚異常を持っています。これは日本全体では男性の約 300万人、女性の12万人に相当します。小・中学校40人学級に当てはめてみれば、男子20人の中に 1人おり、男女合わせた 100人の公営会場には二、三人の色覚障害を持った人がいる計算になります。

このような現状を見ますと、色覚障害が我々の身近な存在であるにもかかわらず、ほかのバリアフリー対策に比べて、最近ではマスコミ等に取り上げられ始めたとはいえ、一般国民の色覚バリアフリーに関する意識や認識は決して高いとは言えない状況にあります。インターネットやコンピューターの急速な普及によって、ますます多様な色彩を活用する機会の多い今日において、多くの色覚障害の方が抱える諸問題を克服するために、カラーバリアフリー対策を確立させていく必要があります。

そこで、何点かお尋ねいたします。まず、色覚障害の実態について把握されておられるのか。当市のホームページやパンフレット等の発刊物等は色に配慮したものになっているのか、現状はどうなのか。もし取り組みがなされていないのであれば、今後の取り組みとしてカラーバリアフリーに配慮した市の取り組みが必要ではないのか、具体的な取り組みは。今後の当市の方針として、カラーバリアフリーに関する指針を作成することを考えておられるのか。また、出版物業界の協力、業界への働きかけも重要となると考えられますが、どうでしょうか。

文部科学省は 4 月から、これまで小学校 4 年生の定期健康診断の際に行ってきた色覚検査を廃止しました。学校における色覚異常の検査が差別やいじめなどにつながることから、廃止されることになりました。同検査で色覚異常と判別される児童のほとんどは、学校生活に支障がないというのが廃止の理由で、健診の必須項目ではなくなったという意味で、保護者が希望すれば、学校医による健康相談の中で個別に色覚検査を受けられると文部科学省学校

健康教育課は説明しております。

一方では、検査の廃止に伴い、かえって教師や学校側の色覚異常の児童・生徒に対する意識が薄れることが懸念されます。今後の取り組みに対しては、どのような対策を考えておられるのか。

また、公共性の高い民間機関においては、積極的な取り組みと関係機関との協力が必要であると考えられます。例えば、今後、地上波デジタル放送が本格的に始まり、双方向にやりとりが拡大していくことをにらみ、ますますカラーバリアフリーに配慮した放送が必要になってくると考えられます。また、地域においてはCATV局などの協力が必要であります。また、金融業界においては、ATMのカラーバリアフリー化など身近な課題であることから、積極的な取り組みが必要と考えられます。いろんな関係機関への働きかけや協力が必要ですが、自治体としてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、学校環境衛生の基準について。

文部科学省は、平成4年に学校における教室の照度や飲料水の管理など、環境衛生検査の内容や方針の指針を定めた学校環境衛生の基準を改定しました。この基準は、学校保健法（昭和33年法律第56号）に基づく環境衛生検査、事後措置及び環境衛生管理等を適切に行い、学校環境衛生の維持・改善を図ることを目的としています。科学技術の進展や学校を取り巻く環境の変化を踏まえ、飲料水や水泳プールの水質管理の強化や教室の明るさの基準の引き上げなど、学校をめぐる環境が変化したことから、基準を全面的に改定したものであります。

その後、平成6年、平成8年、平成10年、平成13年、平成14年と一部改定されました。主な改正点は、照明、騒音、空気、飲料水、水泳プール、排水の管理などです。そこで、各学校の環境衛生については検査を行ったことと思いますが、その結果はどうであったのか。もちろんこの検査は行われていると思いますが、この学校環境衛生の基準の改定を受けて、今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、地域通貨について。この地域通貨に対しては、7番議員の方からも去年おととしてしたかね、質問されたと思うんですけども、若干ここで、僕は福祉を重点的に置いて質問をさせていただきます。

地域通貨を利用した助け合いの輪づくり、福祉のまちづくり、円やドルなどの通貨の通常のお金のすき間を縫って、もう一つの通貨が今、国内外の各地で産声を上げております。通常のお金が弱肉強食をまねき、もうけ本位で流通するのに対し、地域通貨は思いやりや真心など本来の人間性を触発しつつ、人と人をつなぎ、地域における活性化を促すなどの役目を担っています。

地域通貨は法定通貨とは違い、コミュニティーが独自で発行し、特定された範囲で通用し、物やサービスを媒介する。環境や福祉を目的にしたエコマネーやタイムダラーなど、地域ごとにさまざまな形態があります。原則として現金化はできないし、利子もつかない。通貨発

行型や通貨を発行せず通帳上でやりとりする通帳型などがあります。歴史的には1929年の世界恐慌の後、欧米で地域通貨が流通し、第1次ブームと言われました。最近では市場経済とは別の価値観を形成し、コミュニティーを再構築することを目的に、80年代以降、欧米を中心に広がっております。

世界各国で2,500、国内でも50以上の地域で導入されていると言われております。我が国における全国各地の地域通貨は、人のためにこういうことができるというサービス提供メニューと、現在私はこういうもので手助けが欲しいというニーズを、地域通貨を媒介に組み合わせた一種の助け合いの輪づくりとも言えます。つまり、地域通貨は助け、助けられるというボランティア活動や地域貢献活動を地域通貨という目に見える形を媒介することによって、それらの活動を円滑かつ持続性を持たせようという運動と言えましょう。また、助け合いの輪づくりでもある地域通貨運動は、疎外感や孤独感を強めつつある現代の地域社会や、都市部において失われた共同体意識や連帯感を回復したり強めたりすることにおいても、その効能が認められております。

また、地域通貨による物の売買や交換は、法定通貨を補足する機能も有しており、地域経済の活性化にもつながる要素を持っています。かつて公明党の提唱で実現した地域振興券は、国民経済の活性化に一役買ったところでありますが、それに対して地域通貨は期限なしに使える地域振興券とも言えます。ただし、その違いは、地域振興券の活用は法定通貨の裏づけが不可欠であったが、地域通貨は法定通貨の裏づけなしに、その活用が可能であるという点であります。その裏づけとは、それに参加する人々の善意と意思であります。

また、単なるボランティアとの違いは、ボランティア活動の無償性を克服し、地域通貨を活用することによって、助ければ助けられる権利を得るという互酬性や権利性を持ち込んだところにあると言えます。また、地域通貨を活用することにより、助けてもらう方も助けられる方も気兼ねなしにサービス交換ができることも特徴の一つと言えらると思います。流通の輪が広がれば広がるほど、支え合い、助け合いの人間関係が濃くなり、眠っていた特技や経験が呼び覚まされるのではないかと思います。いかがでしょうか。

次に、大きい3点目です。生活に密着した道路整備について、特に今回は野島の道路について質問をさせていただきます。

まず第1点は、以前も3月議会でも取り上げましたが、野島～鮎越線の早期完成、それから次に通学路の拡幅整備をということで、2点について質問をさせていただきます。

道路は、地域の産業・経済活動や通勤・通学など、日常生活を支える最も基礎的な社会資本であり、その整備は不可欠であります。市街地内道路については、商店街活性化を目指して街路の整備を図り、バリアフリーと道路整備は着実に進んでおります。一方、中山間地の道路を初め、生活関連道路は地域密着型の道路整備として極めて強い要望がなされているところでございます。

さて、当市の主要道路に指定されております野島～鮎越線についてお尋ねいたします。

このことについては、少しでも早い時期に完成を望んでいるところでございますという答弁をいただいておりますが、御存じのとおり今年4月、ミカン選果場がオープンしています。現在のところ野菜が主で、車等もスムーズに行っているようですが、いよいよミカンのシーズンになったら、かなりの混雑が予想されることを地元の方々も危惧されております。予算の方も見てみますと、余り反映されていないようですが、今後十分な予算をつけていただき、一日も早い完成を望むところでございます。

聞くところによりますと、あと20年近くかかるというようですが、現在までの進捗状況と今後の計画はどのようになっているのでしょうか、お尋ねして第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

まず、教育問題の2番目、カラーバリアフリーについてということで、これはほかの方のかかわりもありますけれども、私の関係分につきましてお答えをしたいと思います。

御質問の趣旨は、学校での実情等についての議員の思いを含めての御質問であったと思いますが、御指摘のとおり、学校保健法施行規則の一部改正ということがありまして、色覚検査の義務づけが今年度から廃止をされております。したがって、その分までにつきましては実態はつかんでおります。ただ、検査の廃止に伴いまして、教師、あるいは学校側の意識が薄れるのではないかという御懸念に対しましては、全くその心配はないというふうに思っております。

こういうとき最も留意すべきことは、一つはプライバシーへの配慮、もう一つは学習指導上への配慮であろうというふうに思います。特に、こういう身体的面、あるいは健康上の問題につきましては、特に保護者との信頼関係を構築する中で、例えば、家庭訪問であるとか、あるいは個人的な面談等で、できるだけ自然な形で正確な情報が得られるように、むしろこれまで以上に指導者サイドの積極的なスタンスが求められるところでもであろうというふうに思います。

また、色の誤認等につきましては、生活経験とともに幾らか少なくなっていくというふうに考えられます。しかし、特に問題となるのが小学校の中学年ぐらいまででありますので、さまざまな配慮とともに保育園、あるいは幼稚園等とのコンタクトも今後とも大切にしていくなければならないというふうに思っております。

あとの問題につきましては、次長の方からお答えをさせます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

私の方からは1番の読書運動の推進について、そして3番、学校環境衛生基準の改定についてということで御答弁いたします。

まず、読書運動の推進でございますけど、学校における読書運動ということでございますが、現在、各学校とも1時間目の始まる前の朝の時間は約30分ございます。その30分の中に朝の会や健康観察、1日の計画、班活動の役割分担等の確認など行っておるところでございます。残りの10分から15分を使って全校集会や計算タイム、読書タイムを実施いたしております。

それぞれの活動につきましては、それぞれに大事でありまして、読書の時間だけに充てるというのは無理でございます。1週間のうち朝の読書ができるのは一、二回が限度でありまして、時間の増よりも読書の質の高さが求められることとなります。朝の読書活動は、ほぼ定着してきておりまして、子供たちが本に向かい合う姿勢も確立してきております。まずは継続することで読書の習慣の定着を図り、本を読もうとする気持ちが高まれば、おのずと読書活動は自己の中で推進されていくであろうと思っております。

さらに、そのことを後押しするものとして、読み聞かせが大きな働きをすると考えております。特に、低学年における読み聞かせは大事でありまして、朝の時間や国語の授業、帰りの会、放課後などにおいて、活用できる時間帯をそれに充てることも一つの方法であります。学校の実情に応じまして、担任と司書補、PTAの連携のもと、読み聞かせの時間の確保に努めるように今後とも指導をしていきたいと思っております。

次に、学校図書整備費について申し上げます。

平成15年度当初予算の図書購入費は、小・中学校で合計いたしまして4,738千円といたしておるところでございます。この予算は前年度比で13.5%の増といたしております。

次に、蔵書数でございますけど、平成14年度の小学校本校の標準冊数は、本校7校で5万2,320冊でございますが、蔵書数は5万5,356冊となっております。標準冊数を上回っている状況にあります。

中学校におきましては、標準冊数2万6,080冊に対しまして、蔵書冊数は2万1,439冊という状況であります。今後とも学校図書の充実を図ってまいります。

次に、学校環境衛生基準の改定についてお答えいたします。

学校環境衛生活動は、学校の設置者であります教育委員会や校長が責任を負い、その内容につきましては、学校保健法に基づいて適切に計画実施されるべきであるとしております。また、学校薬剤師については、学校環境衛生検査に従事すること、学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行うことなどの具体的な活動を定めております。

その検査項目につきましては、先ほどありました照度及び照明環境や飲料水の管理、学校給食の食品衛生、黒板の管理など15項目にわたっておりまして、年1回、または数回定期的

に行う定期環境衛生検査、伝染病、食中毒のおそれ、または発生したとき、あるいは風水害等によりまして環境が不潔となり、または汚染されたときなどに行う臨時環境衛生検査、そして日常点検の三つの検査、点検を実施いたしております。

飲料水の管理につきましては年3回、プールの水質検査につきましては、プール使用期間中に3回行ってございまして、いずれの業務も佐賀県薬剤師会に委託して実施をいたしております。その他の検査項目につきましても、随時基準に示されております内容によりまして、担任教諭や養護教諭、保健担当の教諭が検査をいたしております。

これまで15項目の検査を実施してまいりましたが、検査結果につきましては、すべての基準をクリアいたしております。

また、基準の改定を受けまして、今後の取り組みといたしましては、本年度は、昨年9月の一般質問でございました室内空気環境測定調査を市内の全小・中学校を対象に、鹿島薬剤師会に委託し、ホルムアルデヒドやトルエンなどの化学物質検査を6月から実施をいたす予定といたしております。

今後とも学校、薬剤師会と連携を図り、学校長以下保健養護など教職員が協力し、学校環境衛生の維持向上について努めてまいり所存であります。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

1番の2点目、色覚の障害についてお答えをいたします。

細かく数点にわたる御質問で、各課に関係しておりますので、ただいま教育長の方から答弁のあった教育関係を除きまして、まとめてお答えをいたします。

まず、視覚障害の実態についての御質問でありますけれども、福祉行政につきましては、御承知のとおり福祉関係法律に定められた事務を中心に業務を執行いたしております。この中の身体障害者福祉法では、視覚障害者については視力と視野についての障害が規定をされております。したがって、この障害につきましては、その程度とか人数とかの把握はできております。しかしながら、いわゆる色覚の障害については、この法律に規定がなく、程度とか人数とかの把握はできておりません。

次に、ホームページの状況ですが、現在でも鹿島市のホームページは色覚の障害を考慮いたしまして、カテゴリー別に着色をしまして、その上に数字とか文字を置いております。最初のページの色からでも、数字の番号からでも、その流れをたどれば希望のページに到達ができるように工夫を凝らしております。しかし、一部の文字あたりでは、その背景色と識別がしづらい部分もございまして、これらの箇所については随時改善をする方向で進んでおります。

それから、パンフレットの状況でございますが、まず作成に当たりましては、内容の正確さ、それから読みやすさ、見た目の美しさ、これらは常に考えておりますけれども、視覚の障害までも考慮したものとは現在はありません。

次に、今後の取り組みと方針の策定、あるいはまた各方面への協力の要請、ここらあたりについては一括してお答えをいたします。

まず、色覚の障害に対しまして、何らかの対策をとっていかねばならないということは、その必要性はもちろんだと思いますけれども、先ほど教育長からもありましたように、プライバシー等を含む専門性などからいいまして、独自で取り組むよりももう少し普遍化をしましてから、端的に言いますと、国県の動向を見ながら取り組む方がより現実的ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

私の方からは地域通貨についてお答えをいたします。

全国的にこれが導入されている状況でありますけれども、これを助け合いの輪づくり、あるいは福祉のまちづくりに生かせないかと、こういうことではないかというふうに思います。

現在、少子化、あるいは高齢化と、急速に進んでいるわけでありますけれども、地域通貨の福祉面での活用は、私どもとしては多様にあるのではないかというふうに考えております。

まず、高齢者への介護保険や障害者への支援費制度ではメニューがないもの、こういうサービス。それから、子育てについても、経験豊富な方の育児の相談など地域での子育て支援の輪が広がっていくというふうなことを思っております。

今までのボランティアと違い、議員申されますように、相互扶助とか世代間を超えた子供からお年寄り、あるいは障害者、健常者を問わない、自分ができるサービスを自主的に提供することによって、地域での助け合いの輪づくり、福祉のまちづくりにつながっていくものというふうに思います。

地域通貨の導入については、NPO法人、あるいは市民の自主的な運営が不可欠というふうに思います。多くの方の参加、それから情報交換の場の提供、コストの負担などの多くの課題は考えられているところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

私の方からは、4番議員の市道野島～鮎越線の現在までの進捗状況と今後の計画について

の御質問にお答えいたします。

議員申されますように、この市道整備は、市道大殿分～伏原線とともに市道の中でも特に整備の必要な主要市道に位置づけまして、全体事業費4億円、延長2,200メートル、幅員7メートルで平成9年度から取り組んでいるところでございます。

昨年度は、中野土木さんの建物のあるところからミカン選果場側へ約100メートルの区間を整備いたしました。今年度は例年ベースよりも25%ほど予算を増加させまして、事業費25,000千円で、昨年度整備いたしました箇所からさらに同じ方向へ、ミカン選果場の方向になるわけでありましたが、100メートルほど下った区間の改良と、来年度以降整備予定を考慮しております用地取得を計画しているところでございます。このことによりまして、15年度末の進捗率は事業費ベースで23.1%の予定でございます。

また、16年度以降の計画についてであります。年間事業費20,000千円ベースで整備していく方針でありますので、完成するのは、この計画でいきますと今年度から17年後の平成31年ということになります。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ちょっと完成が31年ということで、失笑が漏れておりますので、補足説明をいたしますと、これはそういうペースでいいからということでスタートしているんですね。これは議会でも説明したと思います。その時点で、新規の市道整備というのはなかなかそこまでやれないと。しかし、どうしても重点箇所だけからでもよいからということで地元と話をしまして、そういうことならばということで離合場所とか重点箇所、こういうものからスタートをしているということですので、あと20年もかかるというぎあんまりと思いますけど、初めからの整備手法というのは、地元と話し合った上で、そういう条件のもとでやっていることですので、できるだけ早くということは考えておりますが、そういう点での御理解は賜っておきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

2回目の質問をしてまいりたいと思います。

読書運動についてですが、定着しつつあるということで、特に朝の10分間ですか、やっているということで答弁いただきました。

文部科学省の読書調査の結果、中高生の4割が月に1冊も本を読んでいないとの実態から、期間は通過しましたが、本離れは好転していないのが実情であります。読書が嫌いなわけで

はなく、7割前後の中高生は本が好きだと答えている。だが、受験勉強や部活動などで読書に割く時間がないのが現実ではないか。有名なイギリスのチャーチル首相は、学校の成績は悪かったが、猛然と本を読み、それが演説に大いに役に立ったというのは有名な話であります。本好きになるには、たくさんの本がある環境と父母に本を読んでもらった幼児体験の影響が大きいと調査結果で明らかにしておられます。

ところで、一昨年12月に子ども読書活動推進法が成立・施行され、ユネスコが定める世界本日の4月23日が子どもの読書の日に制定されました。これは、広く国民に子供の読書活動を啓発していくことを目的としていますが、4月23日、子どもの読書の日PRや行事イベントなど、どのように取り組んでいくお考えなのか、お尋ねいたします。

次に、カラーバリアフリーの件ですけど、これはいろいろ御答弁いただいて、いろいろな問題もありますし、教師の意識は全く薄れていないということ、個人的、また家庭訪問の中で自然な形でということと教育長は答弁されました。

今後、すべての児童にとってわかりやすい色情報の提供を心がけていかなければなりません。このため文部科学省は、全国の小・中学校の教師全員に色覚に関する指導の資料を配布しました。教師は教育活動の全般にわたり、色の見分けが困難な児童がいるかもしれないという前提に立って、1、黒板にいろいろ書く際に白と黄色のチョークを主に使う。2番目に、掲示物の文字や背景の色は、明暗がはっきりわかる組み合わせにする。3番、テキストの採点、添削では、色鉛筆など太字の朱色を使用するなど、きめ細かな配慮事項を徹底させました。

それでも、学校健診の検査廃止に反対してきた色覚問題研究グループばすてるの代表の方は、内山副代表ですけど、検査が希望者だけになると自分の色覚異常に気づかないままという人も出てくる。また、一括した検査がなくなることで、社会全体の色覚異常に対する認識が薄れてくる心配も指摘されております。検査がなくなっても、実際色覚異常が減るわけではありません。検査廃止への賛否はともかく、色覚異常に配慮した社会でなければならないという認識こそ重要であり、内山副代表らもそうした認識を基本にした啓発運動を行っておられます。

カラーバリアフリーは、ほかのバリアフリーの対策に比べて、つくり手側の少しの配慮で追加コストがかからないのでできる対策であります。したがって、まずは公共機関及び公共性の高い民間施設の乗り物案内や、パンフレット等のあらゆる刊行物においてもカラーバリアフリー化への取り組みが必要になってきます。また、民間の意識啓発のための活動や、ホームページやパンフレットなどを通して住民の皆様へのPR活動を積極的に行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

千葉県の船橋市では、同市のホームページをバージョンアップし、視覚障害者も見やすく、便利に利用できるようになった。配信元の市のホームページにアクセスするだけでよく、利

ユーザー側は市販のソフトの購入やダウンロードやインストールの作業が不要である。パソコンにそれほど精通していなくても、気軽に利用できるという最大の特徴を持っている。そういうものを開発して、今ホームページにも送信をされています。いろいろなことから取り組みをなされると思うけれども、このカラーバリアフリーに対して、NHKの朝の7時50分からのニュースの中で、7分か8分取り上げをされていました。そのことを、たまたま7時ごろテレビをつけたら7時50分から放送するとあったもので、それを実は録画して、教育委員会と総務の方に見ていただいておりますので、多分このことはわかれたと思うんですけども、その点で感想があったら、また答弁をお願いしたいと思います。

それから、学校環境衛生基準について答弁をいただきましたけれども、実は学校環境衛生基準の改定についてのことが文部科学省から来ています。これを教育委員会に申し出ればよかったですけれども、たまたまインターネットで、パソコンで取り寄せましたら、43ページのA4版で出てきたわけですよ。びっくりいたしまして、これをずっと一つ一つ取り上げてきたところが、今教育次長が答弁された、検査のいろいろな項目がありました。照度、照明が毎学年2回とか、騒音レベル、教室の空気の——今回からはホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の検査が追加されているとか、いろいろなものを言われましたが、実は県立高等学校には県の方からも——僕が今回言いたいのは、この検査は確かにされていると、この検査が現在公表されていないんじゃないかと思います。県はこれを公表しますということ、県の高校には通知か何か行っているわけですよ。今回、この検査結果を何かの形で公表されることをお願いしたい旨をもって質問をさせていただきました。いろいろな形があると思います。通信文書など、手段はいろいろありますが、ぜひこれを公表してもらいたいということで今回質問を出しましたので、ぜひ御答弁のほどよろしくお願いします。

それから、地域通貨ですけれども、これは世代間を超えた子供からお年寄りまでのいろいろなサービスの提供とか、子育て、育児の相談、そういったものをいろいろ今事務所長言われましたけれども、各自治体でこれを取り上げていろいろ研究とかなんとかをやっているところがあるわけです。今回、この福祉に関して、福祉の輪づくりやまちづくりなど、これは行政にとっても願ったりかなったりの運動であるんじゃないかと思います。

外国を見れば、英国においては地域通貨運動をコミュニティーづくりの一環として行政がサポートしているし、我が国においては京都府田辺市、兵庫県宝塚市、北海道の栗山町等においては、行政主導のもとでボランティア団体と協力し合いながら地域通貨の実験運動が行われているわけです。行政が住民に呼びかけ、地域通貨を活用したまちづくり、助け合いシステムをつくり、軌道に乗った段階で住民主導にし、行政は側面から支援していくことが望まれるわけです。地域通貨運動は、人々の善意を前提とした運動であるだけに不安定性を免れ得ません。また、ランニングコストや人件費はゼロではないわけです。したがって、地域通貨運動が展開されている地域においては、住民の自主性を尊重しながら、経費の一部

を行政が支援することで安定性を向上させることも考えてよいのではないかと思います。例えば、初期立ち上げコストや事務経費の補助、あるいはランニングコスト一部補助等も考えるわけではありますが、そういうことで、思いやりや愛情といった人間宗義を吹き込み、新たな地域経済構築の扉を開きつつあるわけですが、何か所見でもあったらお聞かせください。

次に、3番目の野島～鮎越線ですけれども、市長に答弁いただきまして、17年ですか、大体最初の話からそのようにできているということで、それはわかります。ただ、現在状況も変わってきています。あそこに選果場が建ったから、それは遅く建ったからと言われればそうだけれども、昨年からして現在稼働もしていますし、そして、いよいよ本格的なシーズンを迎えたら、かなりまた込み合ってもくるんじゃないかと思いますので、そういうことで、今回再度取り上げさせていただきます。一日でも早い完成をということで市長言われましてけれども、どうかなるべく早い時期に完成することを願っております。

次に、通学路の問題ですけれども、野島には数カ所の小さい道路は走っております。大きい道路がありません。しかも、鹿島市に二つある中学校の一つである東部中学校がありますが、大型バス等は進入できないのが現状であります。

さて、本題に入っていきたいと思いますが、通学路としては、現在 207号バイパスからと浜大橋の方からと数カ所の入り口があります。今回お尋ねするところは、浜大橋の方から進入して多々良橋、いわゆる市道古場切～浜漁港線ですけれども、その多々良橋を渡って、泰智寺の前の四つ角まで大変道路が狭くなっております。しかも、側溝の方がそのまま、車での離合のとき片車輪を落とされる事故が何回か起こっています。また、通学の生徒さんと車の往来でなおさら狭く感じます。区長さんの方よりも市の方に要望が出ていたのではないかと思います、U字溝の上にふたをかぶせていただければ、非常に都合がよいと思われま

す。また、207号バイパスから東部中へ進入してまいりまして、T字路より右折の方へは道路幅が広くて曲がりやすいですけれども、左折の方は道路幅が狭くて曲がりにくく、後車輪を落とされる方もおられます。川の方の石垣で積まれた上の橋が草が生えるので、除草剤をかけられていますが、その影響でもってますます路肩が弱くなり、崩れかかっています。ほんのわずかの距離ですけど、川にふたをしていただければ左折の方もスムーズにできます。建設環境部の方でも現地を以前に見ていただきました。つい先日もお願ひして見ていただいたそうです。どうか早急にさせていただくようお願いするものでございます。

それから、現在のところは東部中の前の付近の混雑は余り見かけられませんが、さっきからいろいろ言っていますミカン選果場の件ですけど、ミカンの最盛期になったらかなりの混雑が予想されます。特に、雨の日の送迎等で込み合うのではないかと考えられますので、教育委員会としてはどのようにこの件を考えておられるのかお尋ねして、第2回目の質問を終

わかります。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

読書運動の推進についての2回目の質問、子ども読書の日やPRや行事イベントの取り組みについてということで、その質問にお答えしたいと思います。

年度初めにおきまして、市内の校長会、教頭・教務主任会におきまして、子ども読書の日についての説明を行っております。これを受けまして、各学校の実情に応じた読書推進のための取り組みの実施について指導をいたしておるところでございます。これを受けまして、各学校では司書補や図書委員会等を中心として、ポスターの作成、図書館だよりを配布して、子どもの読書の日及びそれにまつわる図書館の催しについての広報を行っております。

取り組みの内容といたしましては、読書クイズ大会、紙芝居、ブックトーク、読み聞かせ、読書チャレンジカードの配布、特設コーナーの設置など、各学校におきましてそれぞれ工夫を凝らした取り組みが行われております。

来年度は市報等を通じまして、市民の皆さんへの啓発を行い、市民図書館とも連携のもと、親子での読書活動推進に向けた取り組みを行っていきたくと考えておるところでございます。

次に、学校環境衛生基準の検査結果についての公表についてでございますけど、現在は関係の校長先生を通じまして、折を見て保護者、PTA等の連絡を行っておるところでございます。公表につきましては、詳細につきましては前向きに検討をいたしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

議員の2回目の質問に3点だけお答えをしたいと思います。

まず一つは、今の読書運動につきましてですけれども、その後の推進状況ということでちょっと補足をさせていただきます。

学校におきましては、読書週間というものを今まで秋に設定しておったわけですが、お話がありました4月23日の子ども読書の日というのができまして、その日を起点として春にも3週間の強化週間を設けたこと。あるいは、これまで小学校で2校程度でありました、いわゆるPTA等のボランティアによる読み聞かせ、これが六つの小学校に拡大をされたこと。さらには、全部の小・中学校で朝の読書の回数、あるいは時間がふやされまして、継続され、1回目にお答えをしたように定着してきたこと、こういったことがその後の新たな動きであります。

ちなみに、児童・生徒1人当たりの貸出冊数でありますけれども、前年比で小学校でプラス7.4冊、中学校でプラス3.6冊と、それぞれ増加傾向にあります。少なくとも本に親しむ機会、あるいは図書館に足を運ぶ度合いがふえたこと、これをまず私は率直に評価しているところであります。

2点目のカラーバリアフリーにつきまして、学校現場でどのような配慮をしているかということでございますが、この対策につきまして、このことを意識しての特別なことは行っておりません。つまり、情報の提供を初めとしまして、色覚障害者に限らず、それこそさまざまな配慮を学校現場で行っておりますし、学校生活の支障といいますか、不安を取り除くためにも、このことは当然の責務であるというふうに思っております。

例えば、板書一つとりましても、明るさが均一になるように照明を工夫するとか、あるいは黒板は常にきれいにふき取るとか、あるいはおっしゃったように白とか黄色などの見えやすい色を主体にするとか、身近にできること、こういったことをすべての子供たち、日常の教育活動全般で配慮すべきこととして、学校では共通理解がされていることでもあります。さらに、このあたりの周知徹底を図るべく行ってまいりたいというふうに思います。

3点目の通学路の件でございますけれども、いわゆる選果場ができたことによりまして、東部中生徒への影響、特に雨の日に混雑が予想されることでの御心配であろうかと思っておりますが、既に選果場が稼働している現在、東部中の通学関係への大きな変化は今のところないようであります。また、雨の日などの保護者の車、これはあそこは国道ですかね、手前の広い場所で乗りおりをするという規制をして、協力をお願いしているところであります。

ただ、議員おっしゃるように、ミカンの最盛期は幾らか違った状況も予測されるところでありますけれども、まずは徒歩で来る、あるいは自転車で来るという通学手段の再確認、そして、絶対車で送迎はだめですよとは言えませんので、交通事情を考慮して、やはり保護者への協力、理解を再度求めながら、学校と家庭がしっかり連携をとって通学路の安全対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

2回目の御質問で、ホームページの改善ということについてお答えをいたします。

御指摘のありましたような色覚障害に対応できますソフトの一部には、ブラウザが正常に表示をしないというようなものもございますようで、鹿島市におきましては、こういった市販ソフトには頼らない改良を目指しております。

それからもう1点、地域通貨に対する助成の考え方について一般的に申し上げたいと思います。

補助金とか交付金といった経費の助成のあり方につきましては、組織づくりとか体制づくりとか、こういったものに沿って考えられるべきものだと思います。したがって、地域通貨運動の取り組みの方針が決まらない段階で補助金をどうこうするといったようなことは申し上げられません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

4番議員の野島の通学路の整備についての御質問にお答えいたします。

議員御質問のいずれの箇所も、市道の側溝の整備という形になると思いますが、通学や車の通行など支障を来しているようでございますので、議員申されますような形で整備をさせていただきたいと考えているところでございます。

ただ、整備の時期につきましては、ほかの地域にも野島と同様な状況で側溝整備の必要な箇所がたくさんございますので、野島の両箇所につきましても市の整備計画にのせさせていただきますまして、ほかの箇所と緊急性や危険度などを考慮しながら、順次整備させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

3回目の質問をしてみたいと思います。

御答弁ありがとうございます。読書については、いろいろとる取り組みをされて、大分思いと合致する方向性で進んでいますので、今後ともよろしく願いいたします。

教育の問題ですけれども、これはある新聞に載ってましたので、最後にちょっとこれを取り上げてみたいと思います。

21世紀に求められる学力ということですね。一体何でありましょうかというあれですけど、OECD（経済協力開発機構）の生徒の学習到達度調査によると、それはリテラシーと。どういうことかという、読解力、テキストを理解し、利用し、熟考する能力だという意味です。同調査をされた2000年度国際調査の結果では、主要31カ国の中でフィンランドが1位、カナダが続き、日本は韓国、英国に次いで8位となっていると。日本国内での比較はと申しますと、文部科学省はこのほど全国の小・中学校で小学5年生から中学3年生までの5学年を対象にした教育課程実施状況調査、要するに学力テストの報告をまとめました。この報告では、6年前の調査と比較してみると、算数・数学では公式を理解していなかったり、社会では問題の文章が長くなると正答率が低くなるという傾向が明らかになった。この背景には、

ゲーム機器やインターネット普及に伴い、答えをすぐに求めたがる人がふえ、また情報がキーボードの操作でいながらに手に入る時代に入ってきたという事情があるのではないのでしょうか。

もとより、便利になった社会を否定するつもりはありません。しかし、じっくり腰を据えて考えて取り組むことが減少しているのを憂うべきであります。情報化時代は、ある面で考える力を低下し、知識が身につかずに脳細胞の表層を滑走しているだけの状況を生んでいるのではないのでしょうか。

また、さきの国際調査で、日本は趣味としての読書をしないと回答している割合が3カ国の中で最も高かった。21世紀の日本が危ぶまれるのは目に見えていると言っても過言ではありません。考える力を養い、高めるには、何と言っても読書の習慣をつけることが大事であります。この訓練は、理科系の科目に取り組む場合も発揮されることは間違いありません。

第4次総合計画にあります。人を思いやる心の教育を掲げられておりますが、このような提言もありましたので、最後に紹介してみたいと思います。

今のうちに、どれだけ心の大地を読書によって耕したか、それで決まってしまう。十分に耕され、養分を豊かに持った大地であれば、大樹は幾らでも伸びていけると、まさにそのとおりだなと感動いたしました。教育長、市長、よかったですら所見でもお聞かせください。

次に、カラーバリアフリーのことですけれども、るる取り組みもなされているようです。ホームページに対しても市販の方は使わなくてということで、取り組みをされていると思います。

ここで最後です。このカラーバリアフリーですけど、11月24日、皆さんテレビはごらんになっていると思いますけど、JNN報道特集であっていますね。その中でカラーバリアフリーということが特集でされていたわけですよ。さっきはNHKのテレビでの朝のニュースだったんですけども、これはTBSのテレビ番組です。ここの中で、色覚異常が物すごくひどい岡部さんという方を講師に招いて、市内の学校の教師らを対象とした市の主催の色覚バリアフリー講習会を開いていた模様がJNN報道特集で紹介されていました。

そういうことで、その中でいろいろと取り組みということが、今回のNHKで報道されていたものも含めて、そういうものの内容でされていたので、あえてビデオを録画して手渡しして、じっくり見てくださいということでやりましたので、何かあったら、こういうものをやっている、やっぱり時代がこういうふうにして取り組みをしているということをお伝えしたかったです。

それから、学校環境衛生の基準ですね。関係する保護者とPTAにはということをお言われたけれども、ぜひこの公表をですね、前向きに検討するということですが、ぜひこれはしていただきたいと思います。保護者の方、先ほども言った、手段はいろいろあると思うんですけども、どうかぜひ公表をしていただきたいことを願います。

それから、地域通貨に対しては、いろいろと答弁いただきましたけれども、例を持ってこの補助金等を言ったんですけど、これは組織づくり、体制づくりができて、もちろんそうですよね。でも、一応こういう全国で自治体が取り組みをしているということを今回上げました。

一番有名な滋賀県の草津市ですけど、これは「おうみ」ですね。このことをちょっと最後に紹介してまいりたいと思います。「おうみ通貨」ですね。「おうみ」というカードを出していますが、いわゆる地域通貨ですけれども、このカードには、「おうみは「お金」ではありません。コミュニティーで循環することによって、環境・伝統・文化、そしてボランタリー活動など、社会的に必要とされながら、市場では成り立ちにくい価値を支えていく道具です。あなたの「ありがとう」の気持ちを形にしてみてください。」と書いてあります。要するに何かをしていただき、また頼みたいとき、お金ではなくて気持ち、心をこの地域通貨に託してお渡しする、これがその地域で流通していくということでございます。

私は前回でも地域福祉計画策定において質問をいたしました。国は地域福祉計画策定の中で、地域通貨制度は地域住民の生活課題に柔軟に対応したもので、今後、地域福祉活動の中で、ともに生きる社会づくりということの手段としては注目される場所であるという指針を示しています。中小企業庁が地域の活性化につながる、この地域通貨の活用調査を始めるとも発表しております。取りかかりは、やはり行政指導でそうしたシステムづくりの説明なりから入っていかねばならないのじゃないかと思いますが、行政指導でシステムづくりを始めてはどうかと思いますので、今回質問をさせていただきました。何か所見でもあったらお聞かせください。

最後になりました。野島～鮎越線、それからまた通学路の問題ですけれども、何回でも申しますが、最後にいろいろやるということ、取り組みをいたしますということをおっしゃられたけれども、いろいろな事情もあるということですが、やっぱり東部中という学校があるわけですよね。だから、ほかのとはちょっとこう——ほかのところも大事です。それは鹿島市の中でいろいろされていること大事です。でも、やっぱり西部中の前の道路も整備されているし、西部中の前は車もどんどん入ってくるし、あそこは市道ですかね、かなり整備をされています。東部中はバスも入ってきません。何かあるときには、あそこの駐車帯ですかね、斜めに引かれたあそこにバスをとめて、生徒さんが歩いてこられて乗せてまた行くというふうで、なかなか中にも入ってきませんし、入り口は、何回も言いますが、いっぱいあるけれども、そういう事情も踏まえて、ぜひ早急にこの件はやっていただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

最後の質問で、3点だけまとめをさせていただきます。

まず、読書運動で、心の教育という視点で、特に小さいころからの読書との関連での所見を聞かれたというふうに思います。

読書の効用につきましては、もう御存じのとおり言葉が学べるということですね。あるいは感性が磨かれる、表現力とか想像力、心豊かになるというふうに言われますけれども、いわゆる生き方の指針ともなるべき知育、あるいは徳育の部分というのが、発達段階に応じて加速をされていく一つの手助けになるというのは読書の効用ではないかというふうに思います。

とりわけ乳幼児期からのかかわり、これはもう議員も御指摘になられましたように、例えば、絵本を見るとか、あるいは意味は余りわからなくても読み聞かせてもらう、こういったことで非常に想像が膨らんでくる。こういうふうなものの繰り返しで、特に情操面におきましては、この時期は欠かせぬタイミングでもあろうというふうに思います。

同時に、ある時期に本を読みなさいと半ば強制をしても、これは習慣化するものではないわけでありまして。かといって、ふとしたきっかけで将来にわたって読書好きになることもあるわけです。私は読書の意義ということとともに、いわゆるその気にさせる、あるいはそういう機運を醸成していく、こういったことが私どもに求められている工夫、あるいはサービスの面であろうというふうに思っております。

2点目のカラーバリアフリーについてですけれども、議員2回目のときおっしゃったかと思いますが、もしかしたら色の見分けが困難な児童・生徒がいるかもしれないと、そうですね。こういう前提で教職員自身が正しい知識、あるいは子供たちとの接し方等について、さらに適切な対応ができるように、勉強の機会、研修の機会、こういったものの必要性は私も感じているところであります。

同時に、こういう機会を通して、さまざまな配慮を伴う指導上の工夫につきましては、まずは私自身がいま一度肝に銘じて施策に生かしてまいりたいというふうに思います。

3点目の学校の環境衛生基準ですね。これは、現状と今後の取り組みにつきましては、先ほど次長からお答えしたとおりでありますけれども、学校というところは数百人の子供たちを一度に預かっているわけでありまして、15項目の衛生基準を満たしたから、それでオーケーというわけには無論いかないわけでありまして。あくまでも定期検査というものは最低のノルマとして、子供たちが快適に安心して学べる環境衛生面への配慮、これは先ほどのデータの取り扱いとともに、絶えず重点を置いていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

3回目の御質問についてお答えをいたします。

まず、色覚の障害につきましては、今後ともこういった障害もあるというようなことを念頭に関係業務を進めていきたいというふうに考えます。

それからもう一つは、地域通貨を行政がまず取りかかりをつくれという御質問でございます。

まず、ちょっと例えが悪いかもわかりませんが、行政が主導をしております住民運動に買い物バッグの持参運動、こういったものがございしますが、これはなかなか商売の方、それから市民の方はもちろん、浸透していかないというような状況でございます。

逆に、住民の方が音頭をとってやられるもの、これも例えが適切であるかどうかわかりませんが、例えば、ごみ袋に名前を書くといったようなこと、これは逆に浸透していくというようなこともございまして、この地域通貨のような運動こそ住民の主導でやっていただきたい活動ではなからうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

地域通貨についてお答えをいたします。

先ほど総務部長の方からありましたように、行政指導とか行政の方の支援とかについてはあったとおりであります。先ほど地域福祉計画について触れられました。それで、簡単にお答えをいたしたいというふうに思います。

市町村地域福祉計画につきましては、昨年たしか障害者福祉計画、それから児童育成計画などの計画を策定後、速やかにこの地域福祉計画を策定する作業に入ると、こういうふうに申し上げてきたと思います。このうち、児童育成計画につきましては、この2月に策定をいたしております。障害者福祉計画については、手づくりということで、今策定の作業を鋭意行っているところでございます。その後に地域福祉計画ということで取りかかるわけですが、地域通貨につきましてはこの計画の策定後、やっぱりその計画の実現に向かって運動を展開する、そういう中で地域通貨の運動を念頭に置くべきではないかと、このように考えているところです。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

道路改良の件でお答えをいたしたいと思いますが、道路改良を行うに当たりましては、基本的な考え方を申し上げたいと思います。

まず、市道等につきましては、市の方で随時道路パトロール等を行いまして、箇所の点検を行っております。また、区長さん、そういう方々を窓口にいたしまして、要望書等の提出をいただいております。そういうことで、情報等の提供をいただいているところでございますが、そういうふうな情報をいただきますと、優先順、あるいは緊急性、危険性、そういうものを考慮しながら、改良の目標、あるいは時期、そういうのをこちらの方で見きわめることが必要でございますし、また財政の事情等も勘案をする必要がございます。

その中で、特に協議をして要望を行っていくもの、あるいは現計予算の中で対応ができるもの、予算の裏づけが必要となるもの、予算的に無理はないかというもの、それから関係者、関係団体との協議が必要というものもございましょうし、また実施計画に上げるものもございしますので、そういうものを精査しながら取り組んでまいりたいと、そういうふうに思います。

○議長（小池幸照君）

以上で4番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明6月17日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時49分 散会